

神奈川県警察組織規程

(昭和53年3月24日神奈川県警察本部訓令第5号)

| | | |
|-----------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 改正 昭和53年9月1日神奈川県警察本部訓令第12号 | 昭和53年11月28日神奈川県警察本部訓令第15号 | 昭和54年3月23日神奈川県警察本部訓令第12号 |
| 昭和54年4月16日神奈川県警察本部訓令第14号 | 昭和54年5月25日神奈川県警察本部訓令第16号 | 昭和55年3月31日神奈川県警察本部訓令第3号 |
| 昭和56年3月31日神奈川県警察本部訓令第13号 | 昭和57年3月30日神奈川県警察本部訓令第4号 | 昭和57年5月25日神奈川県警察本部訓令第8号 |
| 昭和58年2月7日神奈川県警察本部訓令第3号 | 昭和58年3月5日神奈川県警察本部訓令第5号 | 昭和59年3月19日神奈川県警察本部訓令第8号 |
| 昭和59年9月8日神奈川県警察本部訓令第14号 | 昭和60年3月29日神奈川県警察本部訓令第11号 | 昭和60年10月29日神奈川県警察本部訓令第17号 |
| 昭和61年2月10日神奈川県警察本部訓令第4号 | 昭和61年3月28日神奈川県警察本部訓令第8号 | 昭和61年10月21日神奈川県警察本部訓令第13号 |
| 昭和62年2月20日神奈川県警察本部訓令第2号 | 昭和62年3月27日神奈川県警察本部訓令第6号 | 昭和63年3月28日神奈川県警察本部訓令第5号 |
| 昭和63年9月13日神奈川県警察本部訓令第8号 | 平成元年3月13日神奈川県警察本部訓令第2号 | 平成元年7月18日神奈川県警察本部訓令第7号 |
| 平成2年3月19日神奈川県警察本部訓令第4号 | 平成2年8月24日神奈川県警察本部訓令第14号 | 平成2年12月11日神奈川県警察本部訓令第21号 |
| 平成3年3月1日神奈川県警察本部訓令第1号 | 平成3年3月27日神奈川県警察本部訓令第6号 | 平成3年6月18日神奈川県警察本部訓令第15号 |
| 平成3年9月4日神奈川県警察本部訓令第19号 | 平成4年2月21日神奈川県警察本部訓令第7号 | 平成4年3月17日神奈川県警察本部訓令第13号 |
| 平成4年7月8日神奈川県警察本部訓令第30号 | 平成4年10月6日神奈川県警察本部訓令第33号 | 平成4年10月23日神奈川県警察本部訓令第36号 |
| 平成5年3月23日神奈川県警察本部訓令第4号 | 平成5年3月31日神奈川県警察本部訓令第9号 | 平成5年8月12日神奈川県警察本部訓令第14号 |
| 平成5年10月12日神奈川県警察本部訓令第15号 | 平成5年10月27日神奈川県警察本部訓令第17号 | 平成6年3月30日神奈川県警察本部訓令第3号 |
| 平成6年5月6日神奈川県警察本部訓令第18号 | 平成6年8月25日神奈川県警察本部訓令第20号 | 平成6年10月25日神奈川県警察本部訓令第24号 |
| 平成6年11月1日神奈川県警察本部訓令第25号 | 平成7年3月24日神奈川県警察本部訓令第3号 | 平成7年9月5日神奈川県警察本部訓令第17号 |
| 平成8年3月19日神奈川県警察本部訓令第4号 | 平成8年9月27日神奈川県警察本部訓令第11号 | 平成9年3月18日神奈川県警察本部訓令第4号 |
| 平成9年9月9日神奈川県警察本部 | 平成9年10月29日神奈川県警察本部 | 平成10年3月24日神奈川県警察本部 |

| | | |
|--------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 部訓令第 19 号 | 部訓令第 22 号 | 部訓令第 5 号 |
| 平成 10 年 9 月 18 日神奈川県警察 本部訓令第 13 号 | 平成 10 年 12 月 17 日神奈川県警察 本部訓令第 18 号 | 平成 11 年 3 月 12 日神奈川県警察本 部訓令第 1 号 |
| 平成 11 年 9 月 17 日神奈川県警察 本部訓令第 10 号 | 平成 12 年 3 月 21 日神奈川県警察本 部訓令第 6 号 | 平成 12 年 4 月 14 日神奈川県警察本 部訓令第 14 号 |
| 平成 12 年 8 月 30 日神奈川県警察 本部訓令第 20 号 | 平成 12 年 12 月 20 日神奈川県警察 本部訓令第 28 号 | 平成 13 年 3 月 23 日神奈川県警察本 部訓令第 7 号 |
| 平成 13 年 4 月 3 日神奈川県警察本 部訓令第 12 号 | 平成 14 年 3 月 29 日神奈川県警察本 部訓令第 11 号 | 平成 14 年 5 月 31 日神奈川県警察本 部訓令第 21 号 |
| 平成 14 年 10 月 4 日神奈川県警察 本部訓令第 27 号 | 平成 15 年 3 月 25 日神奈川県警察本 部訓令第 9 号 | 平成 15 年 8 月 6 日神奈川県警察本 部訓令第 14 号 |
| 平成 16 年 3 月 30 日神奈川県警察 本部訓令第 2 号 | 平成 16 年 3 月 30 日神奈川県警察本 部訓令第 3 号 | 平成 16 年 6 月 25 日神奈川県警察本 部訓令第 8 号 |
| 平成 16 年 9 月 7 日神奈川県警察本 部訓令第 13 号 | 平成 17 年 3 月 29 日神奈川県警察本 部訓令第 9 号 | 平成 17 年 7 月 12 日神奈川県警察本 部訓令第 21 号 |
| 平成 18 年 3 月 24 日神奈川県警察 本部訓令第 10 号 | 平成 18 年 6 月 23 日神奈川県警察本 部訓令第 20 号 | 平成 18 年 10 月 31 日神奈川県警察 本部訓令第 24 号 |
| 平成 19 年 3 月 27 日神奈川県警察 本部訓令第 6 号 | 平成 19 年 5 月 30 日神奈川県警察本 部訓令第 14 号 | 平成 19 年 7 月 13 日神奈川県警察本 部訓令第 17 号 |
| 平成 19 年 9 月 3 日神奈川県警察本 部訓令第 20 号 | 平成 20 年 3 月 31 日神奈川県警察本 部訓令第 10 号 | 平成 20 年 5 月 27 日神奈川県警察本 部訓令第 15 号 |
| 平成 20 年 8 月 29 日神奈川県警察 本部訓令第 19 号 | 平成 20 年 11 月 28 日神奈川県警察 本部訓令第 21 号 | 平成 21 年 3 月 2 日神奈川県警察本 部訓令第 4 号 |
| 平成 21 年 3 月 27 日神奈川県警察 本部訓令第 6 号 | 平成 21 年 7 月 7 日神奈川県警察本 部訓令第 16 号 | 平成 21 年 10 月 16 日神奈川県警察 本部訓令第 19 号 |
| 平成 21 年 12 月 1 日神奈川県警察 本部訓令第 21 号 | 平成 22 年 3 月 30 日神奈川県警察本 部訓令第 6 号 | 平成 22 年 3 月 30 日神奈川県警察本 部訓令第 7 号 |
| 平成 22 年 3 月 30 日神奈川県警察 本部訓令第 8 号 | 平成 22 年 8 月 20 日神奈川県警察本 部訓令第 16 号 | 平成 23 年 2 月 25 日神奈川県警察本 部訓令第 1 号 |
| 平成 23 年 3 月 22 日神奈川県警察 本部訓令第 3 号 | 平成 23 年 9 月 20 日神奈川県警察本 部訓令第 9 号 | 平成 24 年 3 月 30 日神奈川県警察本 部訓令第 10 号 |
| 平成 24 年 7 月 3 日神奈川県警察本 部訓令第 13 号 | 平成 25 年 3 月 27 日神奈川県警察本 部訓令第 5 号 | 平成 25 年 3 月 29 日神奈川県警察本 部訓令第 7 号 |
| 平成 26 年 3 月 28 日神奈川県警察 本部訓令第 8 号 | 平成 26 年 6 月 20 日神奈川県警察本 部訓令第 11 号 | 平成 27 年 2 月 27 日神奈川県警察本 部訓令第 3 号 |
| 平成 27 年 3 月 27 日神奈川県警察 本部訓令第 10 号 | 平成 27 年 9 月 25 日神奈川県警察本 部訓令第 17 号 | 平成 28 年 3 月 29 日神奈川県警察本 部訓令第 8 号 |

| | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 平成 28 年 8 月 23 日神奈川県警察 本部訓令第 18 号 | 平成 29 年 3 月 31 日神奈川県警察本 部訓令第 10 号 | 平成 29 年 7 月 11 日神奈川県警察本 部訓令第 18 号 |
| 平成 30 年 3 月 30 日神奈川県警察 本部訓令第 7 号 | 平成 30 年 4 月 27 日神奈川県警察本 部訓令第 10 号 | 平成 30 年 5 月 11 日神奈川県警察本 部訓令第 11 号 |
| 平成 30 年 9 月 21 日神奈川県警察 本部訓令第 16 号 | 平成 30 年 11 月 2 日神奈川県警察本 部訓令第 20 号 | 平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本 部訓令第 1 号 |

神奈川県警察組織規程を次のように定める。

神奈川県警察組織規程

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 警察本部(第 3 条 - 第 38 条)
- 第 3 章 市警察部等(第 39 条 - 第 42 条)
- 第 3 章の 2 サイバーセキュリティ対策本部(第 42 条の 2)
- 第 4 章 神奈川県警察学校(第 43 条 - 第 45 条)
- 第 5 章 警察署(第 46 条 - 第 57 条)
- 第 6 章 補則(第 58 条 - 第 60 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この訓令は、神奈川県警察の組織に関する規則(昭和 44 年神奈川県公安委員会規則第 2 号。以下「規則」という。)第 107 条の規定に基づき神奈川県警察の組織、所掌事務の範囲等の細目を定めることを目的とする。

(所属未定地等の管轄)

第 2 条 新たに生じた土地その他管轄未定の地域は、神奈川県条例で必要な定めがなされるまでの間、その隣接地管轄警察署の管轄とし、隣接地警察署が競合するときは、警察本部長(以下「本部長」という。)の指定するところによる。

2 警察署長は、管轄区域の境界が不明確な場合又は地形、地物等により執務に支障があると認めるときは、事案の適正な処理を図るため、本部長の承認を得て関係する所属長と業務処理等(許認可等については除く。)に関する協定を定めることができる。

第 2 章 警察本部

(係の分掌事務)

第 3 条 課及び室に置く係は、別表第 1 のとおりとし、その分掌事務は課長又は室長が同表の基準に基づき定めるものとする。

(首席監察官)

第 4 条 警務部に、必要により首席監察官を置き、参事官又は理事官をもつて充てる。

2 首席監察官は、上司の命を受け、特に重要困難な監察の事務を掌理する。
(首席管理官)

第5条 部に、必要により、首席管理官を置き、管理官をもつて充てる。

2 首席管理官は、上司の命を受け、特に重要困難な事項に関する調査、企画及び立案に
参画し、並びに関係事務を総括整理する。
(会計調査官)

第6条 総務部会計課に、必要により会計調査官を置き、事務職員をもつて充てる。

2 会計調査官は、上司の命を受けて会計監査及び会計関係法令の指導及び研究に関する
事務を掌理する。

第7条 削除

(課長代理の複数配置)

第8条 課に、必要により複数の課長代理を置き、担当事務を指定することができる。
(室長代理の複数配置)

第9条 室に、必要により複数の室長代理を置き、担当事務を指定することができる。
(照会センター)

第10条 総務部情報管理課に、神奈川県警察照会センター(以下「照会センター」とい
う。)を置く。

2 照会センターは、警察本部(以下「本部」という。)内に置く。

3 照会センターに所長を置き、管理官又は総務部情報管理課課長代理の職にある者をも
つて充てる。

4 所長は、上司の命を受け、規則第8条第6号に掲げる事務を掌理する。
(本部留置施設)

第11条 総務部留置管理課に、神奈川県警察本部留置施設(以下「本部留置施設」とい
う。)を置く。

2 本部留置施設は、本部内に置く。

3 本部留置施設に施設長を置き、総務部留置管理課課長補佐の職にある者をもつて充て
る。

4 施設長は、上司の命を受け、本部留置施設及びその附属調べ室等の管理及び運用に関
する事務を掌理する。

(本部大和留置施設)

第11条の2 総務部留置管理課に、神奈川県警察本部大和留置施設(以下「本部大和留置
施設」という。)を置く。

2 本部大和留置施設は、大和市中央5丁目15番4号に置く。

3 本部大和留置施設に施設長を置き、総務部留置管理課課長補佐の職にある者をもつて
充てる。

4 施設長は、上司の命を受け、本部大和留置施設及びその附属調べ室等の管理及び運用に関する事務を掌理する。

(武道館)

第 12 条 警務部教養課に、神奈川県警察武道館(以下「武道館」という。)を置く。

2 武道館は、横浜市保土ヶ谷区狩場町 26 番地の 10 に置く。

3 武道館に館長を置き、管理官又は警務部教養課課長代理の職にある者をもつて充てる。

4 館長は、上司の命を受け、規則第 11 条第 4 号に掲げる事務のうち柔道、剣道及び逮捕術に係る事務を掌理する。

(少年相談・保護センター)

第 13 条 生活安全部少年育成課に、神奈川県警察少年相談・保護センター(以下「少年相談・保護センター」という。)を置く。

2 少年相談・保護センターは、本部内に置く。

3 少年相談・保護センターに所長及び副所長を置き、所長は管理官又は生活安全部少年育成課課長代理を、副所長は生活安全部少年育成課課長補佐の職にある者をもつて充てる。

4 所長は、上司の命を受け、少年相談・保護センターの運用に関する事務を掌理する。

5 副所長は、上司の命を受け、少年相談・保護センターの運用に関する事務を整理し、所長の職務遂行を補佐する。

(通信指令室)

第 14 条 地域部通信指令課に、通信指令室を置く。

2 通信指令室は、本部内に置く。

(捜査指揮・支援センター)

第 15 条 刑事部刑事総務課に、神奈川県警察捜査指揮・支援センター(以下「捜査指揮・支援センター」という。)を置く。

2 捜査指揮・支援センターは、本部内に置く。

(交通管制センター)

第 16 条 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和 41 年法律第 45 号)第 2 条第 3 項第 1 号口に規定する施設として、交通部交通規制課に、交通管制センターを置く。

2 交通管制センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|--------------|------------------------|
| 本部交通管制センター | 横浜市中区海岸通 2 丁目 4 番地 |
| 川崎交通管制センター | 川崎市中原区小杉町 3 丁目 256 番地 |
| 横須賀交通管制センター | 横須賀市長坂 1 丁目 4 番 4 号 |
| 藤沢交通管制センター | 藤沢市本鵜沼 4 丁目 1 番 8 号 |
| 相模原交通管制センター | 相模原市南区大野台 1 丁目 3 番 2 号 |
| 平塚交通管制サブセンター | 平塚市西八幡 1 丁目 3 番 2 号 |

| | |
|---------------|----------------------|
| 小田原交通管制サブセンター | 小田原市荻窪 350 番地の 1 |
| 秦野交通管制サブセンター | 秦野市新町 5 番 5 号 |
| 厚木交通管制サブセンター | 厚木市水引 1 丁目 11 番 10 号 |

(通告センター)

第 17 条 交通部交通指導課に、神奈川県警察交通反則通告センター(以下「通告センター」という。)を置く。

- 2 通告センターは、横浜市旭区中尾 1 丁目 1 番 1 号に置く。
- 3 通告センターに通告官及び通告補佐官を置き、通告官は交通部交通指導課課長代理の職にある者を、通告補佐官は交通部交通指導課課長補佐の職にある者をもつて充てる。
- 4 通告官は、上司の命を受け、反則行為(道路交通法第 125 条第 1 項に規定する反則行為をいう。以下同じ。)の通告に係る事務を掌理する。
- 5 通告補佐官は、上司の命を受け、反則行為の通告に係る事務を整理し、通告官の職務遂行を補佐する。

(放置違反金センター)

第 18 条 交通部駐車対策課に、神奈川県警察放置違反金センター(以下「放置違反金センター」という。)を置く。

- 2 放置違反金センターは、横浜市旭区中尾 1 丁目 1 番 1 号に置く。

(総合指揮室)

第 18 条の 2 警備部危機管理対策課に、神奈川県警察総合指揮室(以下「総合指揮室」という。)を置く。

- 2 総合指揮室は、本部内に置く。
- 3 総合指揮室に室長を置き、警備部危機管理対策課課長代理の職にある者をもつて充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、災害警備等に係る各種システムの管理及び運用に関する事務を掌理する。

(自動車警ら隊)

第 19 条 神奈川県警察自動車警ら隊(以下「自動車警ら隊」という。)に置く中隊の名称並びに隊本部及び中隊の分掌事務は、次のとおりとする。

| 名称 | 分掌事務 |
|------|--|
| 隊本部 | 1 隊の庶務に関すること。 2 中隊の運用調整に関すること。 3 職場教養に関すること。 |
| 第一中隊 | 1 警ら用無線自動車及び自動二輪車の運用による各種犯罪の予防及び検挙に関すること。 |
| 第二中隊 | |

| | |
|------|--|
| 第三中隊 | |
|------|--|

(小隊長)

第 20 条 自動車警ら隊の中隊に小隊を、小隊に分隊を置く。

2 小隊に小隊長を、分隊に分隊長を置く。

3 小隊長は警部補の階級にある警察官を、分隊長は巡査部長の階級にある警察官をもつて充てる。

4 小隊長及び分隊長は、上司の命を受け、小隊又は分隊の事務を処理する。

(分駐所)

第 21 条 自動車警ら隊に、分駐所を置く。

2 分駐所の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---------|---------------------------|
| 西神奈川分駐所 | 横浜市神奈川区西神奈川 1 丁目 12 番地の 4 |
| 青葉分駐所 | 横浜市青葉区市ケ尾町 29 番地の 1 |
| 幸分駐所 | 川崎市幸区南幸町 3 丁目 154 番地 4 |
| 横須賀分駐所 | 横須賀市長坂 1 丁目 4 番 4 号 |
| 平塚分駐所 | 平塚市西八幡 1 丁目 3 番 2 号 |
| 小田原分駐所 | 小田原市荻窪 350 番地の 1 |
| 綾瀬分駐所 | 綾瀬市早川 511 番地 1 |
| 相模原分駐所 | 相模原市南区古淵 6 丁目 29 番 2 号 |

3 自動車警ら隊長は、本部長の承認を得て連絡所を置くことができる。

(鉄道警察隊)

第 22 条 神奈川県警察鉄道警察隊(以下「鉄道警察隊」という。)に置く中隊の名称並びに隊本部及び中隊の分掌事務は、次のとおりとする。

| 名称 | 分掌事務 |
|------|---|
| 隊本部 | 1 隊の庶務に関すること。 2 中隊の運用調整に関すること。 3 職場教養に関すること。 4 庁舎の維持管理に関すること。 5 鉄道警察に関する統計に関すること。 |
| 直轄中隊 | 鉄道施設において、警戒、警ら及び警乗による各種犯罪の予防及び検挙並びに各種事故防止に関すること。 |
| 第一中隊 | |
| 第二中隊 | |
| 第三中隊 | |

| | |
|---|--|
| 隊 | |
|---|--|

(小隊等)

第 23 条 鉄道警察隊の中隊に小隊を、小隊に分隊を置く。

- 2 小隊に小隊長を、分隊に分隊長を置く。
- 3 小隊長は警部補の階級にある警察官を、分隊長は巡査部長の階級にある警察官をもつて充てる。
- 4 小隊長及び分隊長は、上司の命を受け、小隊又は分隊の事務を処理する。

(分駐所)

第 24 条 鉄道警察隊に、分駐所を置く。

- 2 分駐所の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|--------|---------------------|
| 新横浜分駐所 | 横浜市港北区篠原町 2,937 番地 |
| 川崎分駐所 | 川崎市川崎区駅前本町 26 番地 |
| 小田原分駐所 | 小田原市城山 1 丁目 1 番 1 号 |
| 海老名分駐所 | 海老名市めぐみ町 1 番 1 号 |

- 3 鉄道警察隊長は、本部長の承認を得て連絡所を置くことができる。

(機動捜査隊)

第 25 条 神奈川県警察機動捜査隊(以下「機動捜査隊」という。)に置く中隊の名称並びに隊本部及び中隊の分掌事務は、次のとおりとする。

| 名称 | 分掌事務 |
|----------|---|
| 隊本部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 隊の庶務に関する事。 2 初動捜査情報の整備に関する事。 3 中隊の運用調整に関する事。 4 職場教養に関する事。 |
| 広域機動捜査中隊 | <ol style="list-style-type: none"> 1 広域重要事件及び広域重要事件に発展するおそれのある事件の捜査に関する事。 2 広域機動捜査による各種犯罪の取締りに関する事。 3 その他特命事項の捜査に関する事。 |
| 第一中隊 | <ol style="list-style-type: none"> 1 機動捜査による各種犯罪の取締り及び凶悪事件その他の重要事件の初動捜査に関する事。 |
| 第二中隊 | |
| 第三中隊 | |

(分駐所)

第 26 条 機動捜査隊に、分駐所を置く。

- 2 分駐所の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-------|---------------------|
| 港北分駐所 | 横浜市港北区大豆戸町 680 番地 1 |

| | |
|--------|-------------------------|
| 戸塚分駐所 | 横浜市戸塚区戸塚町 3,158 番地の 1 |
| 幸分駐所 | 川崎市幸区南幸町 3 丁目 154 番地 4 |
| 宮前分駐所 | 川崎市宮前区宮前平 2 丁目 19 番地 11 |
| 横須賀分駐所 | 横須賀市長坂 1 丁目 4 番 4 号 |
| 平塚分駐所 | 平塚市西八幡 1 丁目 3 番 2 号 |
| 小田原分駐所 | 小田原市荻窪 350 番地の 1 |
| 綾瀬分駐所 | 綾瀬市早川 511 番地 1 |
| 相模原分駐所 | 相模原市中央区富士見 1 丁目 1 番 1 号 |

3 機動捜査隊長は、本部長の承認を得て連絡所を置くことができる。

(科学捜査研究所)

第 27 条 神奈川県警察科学捜査研究所(以下「科学捜査研究所」という。)に置く科の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。

| 科名 | 分掌事務 |
|-------|---|
| 企画科 | 1 科学捜査研究所の行う研究、実験の総合的企画及び調整に関する事。 2 庶務に関する事 3 臨場要請の受付に関する事。 |
| 法医科 | 1 法医学の研究及び実験に関する事。 2 法医学を応用する鑑定及び捜査に関する事。 |
| 薬物科 | 1 犯罪の捜査に関連する薬物等の鑑定に必要な技術の研究及び実験に関する事。 2 前号に掲げる技術を応用する鑑定及び検査に関する事。 |
| 工業製品科 | 1 犯罪の捜査に関連する工業製品等の鑑定に必要な技術の研究及び実験に関する事。 2 前号に掲げる技術を応用する鑑定及び検査に関する事。 |
| 有害物質科 | 1 犯罪の捜査に関連する有害物質、有機溶剤等の鑑定に必要な技術の研究及び実験に関する事。 2 前号に掲げる技術を応用する鑑定及び検査に関する事。 |
| 物理科 | 1 犯罪の捜査に関連する物理学の研究及び実験に関する事。 2 物理学を応用する鑑定及び検査に関する事。 |
| 交通工学科 | 1 交通事故等に関連する理学及び工学の研究及び実験に関する事。 2 前号に掲げる理学及び工学を応用する鑑定及び検査に関する事。 |
| 銃器科 | 1 犯罪の捜査に関連する銃器、刀剣類等の鑑定に必要な技術の研究及び実験に関する事。 2 前号に掲げる技術を応用する鑑定及び検査に関する事。 |
| 文書鑑定科 | 1 犯罪の捜査に関連する文書類及び偽造通貨の鑑定に必要な技術の研究及び実験に関する事。 2 前号に掲げる技術を応用する鑑定及び検査に関する事。 |
| 心理科 | 1 犯罪の捜査に関連する心理学及び精神医学の研究及び実験に関する事。 |

2 心理学及び精神医学を応用する鑑定及び検査に関すること。

(交通機動隊)

第 28 条 神奈川県警察第一交通機動隊及び神奈川県警察第二交通機動隊(以下「交通機動隊」という。)に置く中隊の名称並びに隊本部及び中隊の分掌事務は、次のとおりとする。

| 区分 | 名称 | 分掌事務 |
|------------|-------|--|
| 第一・第二交通機動隊 | 隊本部 | 1 隊の庶務に関すること。 2 中隊の運用調整に関すること。 3 職場教養に関すること。 4 交通事件の事務処理に関すること。 5 庁舎の維持管理に関すること。 |
| 第一交通機動隊 | 白バイ中隊 | 1 機動警らによる交通の指導及び取締りに関すること。 |
| | 第一中隊 | 2 検問及び機器による交通の指導及び取締りに関すること。 |
| | 第二中隊 | |
| | 第三中隊 | |
| 第二交通機動隊 | 白バイ中隊 | 1 機動警らによる交通の指導及び取締りに関すること。 |
| | 第一中隊 | 2 本部長の指定する道路における交通事故及び交通事件の初動捜査に関すること。 |
| | 第二中隊 | 3 検問及び機器による交通の指導及び取締りに関すること。 |
| | 第三中隊 | |

(小隊等)

第 29 条 交通機動隊の中隊に小隊を、小隊に分隊を置く。

2 小隊に小隊長を、分隊に分隊長を置く。

3 小隊長は警部補の階級にある警察官を、分隊長は巡查部長の階級にある警察官をもつて充てる。

4 小隊長及び分隊長は、上司の命を受け、小隊又は分隊の事務を処理する。

(担当区域)

第 30 条 交通機動隊の担当区域は、別表第 2 のとおりとする。

(分駐所)

第 31 条 交通機動隊に、分駐所を置く。

2 分駐所の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 区分 | 名称 | 位置 |
|---------|--------|-------------------|
| 第一交通機動隊 | 幸分駐所 | 川崎市幸区南幸町3丁目154番地4 |
| | 横須賀分駐所 | 横須賀市長坂1丁目4番4号 |
| 第二交通機動隊 | 茅ヶ崎分駐所 | 茅ヶ崎市南湖4丁目22番43号 |
| | 小田原分駐所 | 小田原市板橋338番地 |
| | 相模原分駐所 | 相模原市南区大野台1丁目3番2号 |

3 交通機動隊長は、本部長の承認を得て連絡所を置くことができる。

(指定道路)

第32条 規則第44条第4項の規定に基づき、交通機動隊が交通事故及び交通事件の初動捜査に当たる道路は、別表第3のとおりとする。

(高速道路交通警察隊)

第33条 神奈川県警察高速道路交通警察隊(以下「高速道路交通警察隊」という。)に置く中隊の名称並びに隊本部及び中隊の分掌事務は、次のとおりとする。

| 名称 | 分掌事務 |
|------|-------------------------|
| 隊本部 | 1 隊の庶務に関する事。 |
| | 2 中隊の運用調整に関する事。 |
| | 3 職場教養に関する事。 |
| | 4 交通事故防止対策に関する事。 |
| | 5 交通事故及び交通事件の捜査に関する事。 |
| | 6 交通事件の送致に関する事。 |
| | 7 交通規制に関する事。 |
| | 8 警衛及び警護に関する事。 |
| | 9 庁舎の管理に関する事。 |
| 第一中隊 | 1 交通の指導及び取締りに関する事。 |
| 第二中隊 | 2 交通事故及び交通事件の初動捜査に関する事。 |
| 第三中隊 | 3 緊急配備等の犯罪捜査の初動活動に関する事。 |

(小隊等)

第34条 高速道路交通警察隊の中隊に小隊を、小隊に分隊を置く。

2 小隊に小隊長を、分隊に分隊長を置く。

3 小隊長は警部補の階級にある警察官を、分隊長は巡査部長の階級にある警察官をもつて充てる。

4 小隊長及び分隊長は、上司の命を受け、小隊又は分隊の事務を処理する。

(分駐所)

第35条 高速道路交通警察隊に、分駐所を置く。

2 分駐所の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|----|----|
| | |

| | |
|--------|-----------------------|
| 厚木分駐所 | 厚木市岡田 3,090 番地 |
| 港北分駐所 | 横浜市都筑区川向町 1,047 番地 |
| 朝比奈分駐所 | 横浜市金沢区朝比奈町 172 番地の 15 |
| 大黒分駐所 | 横浜市鶴見区大黒ふ頭 15 番地 |
| さがみ分駐所 | 厚木市中依知 800 番地 |

3 高速道路交通警察隊長は、本部長の承認を得て連絡所を置くことができる。

(指定道路)

第 36 条 規則第 45 条第 4 項の規定に基づき、高速道路交通警察隊が、機動警らにより交通の指導及び取締りに当たる道路は、別表第 4 のとおりとする。

2 前項による交通の指導及び取締りは、高速道路交通警察隊長が特に必要と認めた場合に限るものとする。

(機動隊)

第 37 条 神奈川県警察第一機動隊及び神奈川県警察第二機動隊(以下「機動隊」という。)に置く中隊の名称並びに隊本部及び中隊の分掌事務は、次のとおりとする。

| 名称 | 分掌事務 |
|------|---|
| 隊本部 | 1 隊の庶務に関する事。 2 職場教養に関する事。 3 特別機動隊の訓練に関する事。 4 庁舎の維持管理に関する事。 |
| 第一中隊 | 1 治安警備、災害警備及び雑踏警備等諸般の警備警戒に関する事。 2 集団警ら等による各種犯罪の予防検挙に関する事。 |
| 第二中隊 | |
| 第三中隊 | |
| 第四中隊 | |

(小隊等)

第 38 条 機動隊の中隊に小隊を、小隊に分隊を置く。

2 小隊に小隊長を、分隊に分隊長を置く。

3 小隊長は警部補の階級にある警察官を、分隊長は巡査部長の階級にある警察官をもつて充てる。

4 小隊長及び分隊長は、上司の命を受け、小隊又は分隊の事務を処理する。

第 3 章 市警察部等

(市警察部等の位置及び担当方面)

第 39 条 横浜市警察部、川崎市警察部、相模原市警察部及び相模方面本部(以下「市警察部等」という。)の位置及び担当方面は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 | 担当方面 | 担当警察署 |
|------|------------|------|-----------------------|
| 横浜市警 | 横浜市西区みなとみら | 第一 | 加賀町 山手 磯子 金沢 南 伊勢佐木 港 |

| | | | |
|---------|-------------------|------|--|
| 察部 | い3丁目7番2号 | 方面 | 南 戸塚 栄 横浜水上 10 署 |
| | | 第二方面 | 戸部 神奈川 鶴見 保土ヶ谷 旭 港北 緑 青葉 都筑 泉 瀬谷 11 署 |
| 川崎市警察部 | 川崎市中原区小杉町3丁目256番地 | 第三方面 | 川崎 川崎臨港 幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生 8 署 |
| 相模原市警察部 | 相模原市南区相模大野6丁目3番1号 | 第四方面 | 相模原 相模原南 相模原北 津久井 4 署 |
| 相模方面本部 | 藤沢市本鵠沼4丁目1番8号 | 第五方面 | 平塚 大磯 小田原 松田 秦野 伊勢原 厚木 大和 座間 海老名 10 署 |
| | | 第六方面 | 横須賀 田浦 浦賀 三崎 葉山 逗子 鎌倉 大船 藤沢 藤沢北 茅ヶ崎 11 署 |

(係の分掌事務)

第40条 市警察部等に置く係の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 横浜市警察部

| 名称 | 分掌事務 |
|----|--|
| 庶務 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市警察部の庶務に関する事。 2 市警察部内職員の人事の総括に関する事。 3 所掌に係る各種会議の開催に関する事。 4 市警察部等間の総合的企画及び調整に関する事。 5 市警察部等に係る本部各部との連絡調整に関する事。 6 他の係の所掌に属さない事。 |
| 指導 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市警察部所掌事務の企画に関する事。 2 横浜市その他関係機関との連絡に関する事。 3 本部と警察署の連絡調整に関する事。 4 警察署の業務及び組織運営に関する指導及び連絡調整に関する事。 5 警察署に対する監察に関する事。 6 重要な警衛、警護及び警備実施に関する本部、警察署その他関係機関との連絡調整に関する事。 7 特命に関する事。 |

(2) 川崎市警察部

| 名称 | 分掌事務 |
|----|---|
| 庶務 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市警察部の庶務に関する事。 2 市警察部内職員の人事の総括に関する事。 3 所掌に係る各種会議の開催に関する事。 4 他の係の所掌に属さない事。 |
| 指 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市警察部所掌事務の企画に関する事。 |

| | |
|---|---|
| 導 | <ul style="list-style-type: none"> 2 川崎市その他関係機関との連絡に関すること。 3 本部と警察署の連絡調整に関すること。 4 警察署の業務及び組織運営に関する指導及び連絡調整に関すること。 5 警察署に対する監察に関すること。 6 重要な警衛、警護及び警備実施に関する本部、警察署その他関係機関との連絡調整に関すること。 7 特命に関すること。 |
|---|---|

(3) 相模原市警察部

| 名称 | 分掌事務 |
|----|--|
| 庶務 | <ul style="list-style-type: none"> 1 市警察部の庶務に関すること。 2 市警察部内職員の人事の総括に関すること。 3 所掌に係る各種会議の開催に関すること。 4 他の係の所掌に属さないこと。 |
| 指導 | <ul style="list-style-type: none"> 1 市警察部所掌事務の企画に関すること。 2 相模原市その他関係機関との連絡に関すること。 3 本部と警察署の連絡調整に関すること。 4 警察署の業務及び組織運営に関する指導及び連絡調整に関すること。 5 警察署に対する監察に関すること。 6 重要な警衛、警護及び警備実施に関する本部、警察署その他関係機関との連絡調整に関すること。 7 特命に関すること。 |

(4) 相模方面本部

| 名称 | 分掌事務 |
|----|--|
| 庶務 | <ul style="list-style-type: none"> 1 方面本部の庶務に関すること。 2 方面本部内職員の人事の総括に関すること。 3 所掌に係る各種会議の開催に関すること。 4 他の係の所掌に属さないこと。 |
| 指導 | <ul style="list-style-type: none"> 1 方面本部所掌事務の企画に関すること。 2 本部と警察署の連絡調整に関すること。 3 警察署の業務及び組織運営に関する指導及び連絡調整に関すること。 4 警察署に対する監察に関すること。 5 重要な警衛、警護及び警備実施に関する本部、警察署その他関係機関との連絡調整に関すること。 6 特命に関すること。 |

(副部長等の複数配置)

第 41 条 市警察部及び方面本部に、必要により複数の副部長又は副本部長(以下「副部長等」という。)を置くことができる。

(担当方面の指定)

第 42 条 本部長は、副部長等の担当方面として第 39 条に規定する方面を指定する。

2 副部長等は、担当方面の必要な事務の処理に当たる。

第 3 章の 2 サイバーセキュリティ対策本部

(係の分掌事務)

第 42 条の 2 神奈川県警察サイバーセキュリティ対策本部(以下「対策本部」という。)に置く係の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。

| | |
|------|--|
| 庶務 | 1 対策本部の庶務に関すること。 2 他の係の所掌に属さないこと。 |
| 企画 | 1 サイバーセキュリティ対策に係る総合的企画及び調整に関すること。 2 対策本部内職員の人事の総括に関すること。 3 所掌に係る各種会議の開催に関すること。 4 サイバーセキュリティ対策に関する情報の収集及び分析に関すること。 |
| 対策 | 1 サイバーセキュリティ対策に係る啓発活動に関すること。 2 関係機関等との連絡調整に関すること。 |
| 技術支援 | 1 サイバー犯罪の取締りのための支援及び調査研究に関すること(情報技術に関する事項に係るものに限る。) 2 サイバーセキュリティ対策に係る基盤整備に関すること。 |
| 人材育成 | 1 サイバーセキュリティ対策に係る人材の育成に関すること。 2 サイバー犯罪の取締りに係る知識及び技術に関する研修等に関すること。 |

第 4 章 神奈川県警察学校

(分校)

第 43 条 神奈川県警察学校(以下「警察学校」という。)に、分校を置く。

2 分校の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-------|-------------------------|
| 木月分校 | 川崎市中原区木月 4 丁目 37 番 1 号 |
| 由野台分校 | 相模原市中央区由野台 3 丁目 1 番 2 号 |

(課の分掌事務)

第 44 条 警察学校の部に置く課の分掌事務は、次のとおりとする。

| 部名 | 課名 | 分掌事務 |
|-----|-----|--|
| 庶務部 | 庶務課 | 1 学校教養実施計画の総合調整に関すること。 2 校内の庶務に関すること。 3 校務の企画に関すること。 4 健康管理に関すること。 5 福利厚生に関すること。 |

| | | |
|-------|-------|---|
| | | 6 給食に関すること。 7 他の課の所掌に属さないこと。 |
| | 会計課 | 1 会計に関すること。 2 施設及び物品の管理に関すること。 |
| 第一教養部 | 教務課 | 1 部の所掌事務の企画に関すること。 2 初任科の教養の実施に関すること。 3 初任科の教養の調査研究に関すること。 4 図書及び資料の管理に関すること。 |
| | 学生第一課 | 1 初任科短期課程の学生の教育訓練に関すること。 2 初任科短期課程の学生の学級運営に関すること。 3 初任科短期課程の学生の生活指導等に関すること。 |
| | 学生第二課 | 1 初任科長期課程の学生の教育訓練に関すること。 2 初任科長期課程の学生の学級運営に関すること。 3 初任科長期課程の学生の生活指導等に関すること。 |
| | 術科第一課 | 1 初任科学生の点検、礼式、教練、けん銃操法、救急法及び体育の訓練に関すること。 |
| | 術科第二課 | 1 初任科学生の逮捕術、柔道及び剣道の訓練に関すること。 |
| | | |
| 第二教養部 | 教務課 | 1 初任補修科学生の教育訓練に関すること。 2 初任補修科学生の学級運営に関すること。 3 初任補修科学生の生活指導等に関すること。 4 職場実習及び実戦実習の実施についての連絡調整に関すること。 |
| | 学生第一課 | 1 巡查部長任用科学生、警部補任用科学生、部門別任用科学生、専科学生、一般職員初任科学生及び主任任用科学生(以下「任用科学生等」という。)の教育訓練に関すること。 2 任用科学生等の学級運営に関すること。 3 任用科学生等の生活指導に関すること。 |
| | 学生第二課 | |

(兼職)

第45条 警察学校長は、必要と認めるときは、専任主幹、専任技幹、調査官、主幹、技幹、副首席師範、警部、専門官、副主幹、副技幹、師範、警部補、主任、主査及び巡査部長を教育訓練に従事させることができる。

第5章 警察署

(警務課の分掌事務)

第46条 警務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事及び給与に関すること。
- (2) 勤務規律及び職場教養に関すること。
- (3) 退職手当及び長期給付等に関すること。
- (4) 公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- (5) 救慰金及び見舞金に関すること。
- (6) 支給品及び貸与品に関すること。
- (7) 健康管理及び福利厚生に関すること。
- (8) 警察署所管公舎の運営管理に関すること。
- (9) 事務能率の増進に関すること。
- (10) 広報に関すること。
- (11) 文書の受発、保存及び公印の保管に関すること。
- (12) 通信施設の使用管理に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)。
- (13) 被害者支援の企画及び連絡調整に関すること。
- (14) 情報公開に関すること。
- (15) 警察相談に関すること。
- (16) 警察署協議会に関すること。
- (17) 被疑者取調べの監督の総括に関すること。
- (18) 情報の管理に関すること。
- (19) 電子計算組織の運用に関すること。
- (20) 他の課の所掌に属さないこと。

(留置管理課の分掌事務)

第47条 留置管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 留置施設の維持管理に関すること。
- (2) 被留置者の看守及び護送並びに処遇に関すること。

(会計課の分掌事務)

第48条 会計課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 会計に関すること。
- (2) 庁舎、公舎その他施設の維持管理に関すること。
- (3) 公舎使用料の徴収に関すること。

- (4) 物品の調達に関する事。
 - (5) 物品の管理及び処分に関する事。
 - (6) 遺失物、拾得物、埋蔵物及び漂流物に関する事。
- (生活安全課の分掌事務)

第 49 条 生活安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪の予防に関する事。
- (2) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事務一般に関する事。
- (3) 行方不明者、迷子、精神障害者、適当な保護者を伴わない病人その他応急の救護を要する者の保護に関する事。
- (4) ストーカー行為等の規制等に関する法律違反の取締り及び同法に基づく事務に関する事。
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律違反の取締り及び同法に基づく事務に関する事。
- (6) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)違反の取締り及び同法に基づく事務に関する事。
- (7) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)違反の取締り及び同法に基づく事務に関する事。
- (8) 子ども及び女性に対する重大な性犯罪等(以下「重大な性犯罪等」という。)に係る対策に関する事。
- (9) 風俗営業、性風俗関連特殊営業等、質屋営業及び古物営業の許可等、警備業の認定等並びに探偵業及びインターネット異性紹介事業の届出の受理等に関する事。
- (10) 銃砲、刀剣類及び猟銃用火薬類の許可等に関する事。
- (11) 非行少年等の補導及び保護(第 3 号に規定する事務を除く。)に関する事。
- (12) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関する事(次号に規定する事務を除く。)
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反の取締りに関する事。
- (14) 売春その他の風俗関係事犯の取締りに関する事。
- (15) 射幸行為の取締りに関する事。
- (16) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関する事。
- (17) 質屋営業、古物営業、警備業及び探偵業に係る行政諸法令違反の取締りに関する事。
- (18) 国際経済関係事犯の取締りに関する事。
- (19) 金融及び経済関係事犯の取締りに関する事。
- (20) 医事及び薬事関係事犯の取締りに関する事。
- (21) 保健衛生関係事犯の取締りに関する事(刑事課の所掌に属するものを除く。)

- (22) 公害その他の環境関係事犯の取締りに関すること。
 - (23) 銃砲、刀剣類、火薬類及び危険物事犯の取締りに関すること(刑事課の所掌に属するものを除く。)。
 - (24) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反の取締りに関すること。
 - (25) 不正指令電磁的記録に関する犯罪の捜査に関すること。
 - (26) 他の課の所掌に属さない行政諸法令違反の取締りに関すること。
- (地域課の分掌事務)

第50条 地域課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域勤務その他の警ら勤務に関すること。
- (2) 地域警察その他の警ら警察(以下「地域警察」という。)の運用計画に関すること。
- (3) 緊急配備の計画及び実施に関すること。
- (4) 無線施設及び無線機器の使用管理に関すること。
- (5) 警ら用無線自動車の運用に関すること。
- (6) 船舶警らに関すること。
- (7) 軽犯罪法違反の取締りに関すること。
- (8) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為等に関する法律違反の取締りに関すること。
- (9) めいてい者及びでい酔者の保護に関すること。
- (10) 水難、山岳遭難等の事故における人命救助及びこれらの事故防止に関すること。
- (11) 雑踏警戒に関すること。

(刑事課の分掌事務)

第51条 刑事課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 殺人、傷害その他の生命及び身体に関する犯罪の捜査に関すること。
- (2) 強盗及び強制性交等犯罪の捜査に関すること。
- (3) 略取及び誘拐犯罪の捜査に関すること。
- (4) 恐喝及び脅迫に関する犯罪の捜査に関すること。
- (5) 放火及び失火犯罪の捜査に関すること。
- (6) 交通機関、工場等の爆破その他の特殊重要犯罪の捜査に関すること。
- (7) 死体の検視及び調査等に関すること。
- (8) 犯罪統計に関すること。
- (9) 他の都道府県警察との犯罪捜査の共助に関すること。
- (10) 指名手配に関すること。
- (11) 詐欺、横領、背任、偽造その他の知能犯罪の捜査に関すること。
- (12) 名誉及び信用に関する犯罪の捜査に関すること。
- (13) 汚職の罪に関する犯罪の捜査に関すること。
- (14) 不動産侵奪及び境界損壊犯罪の捜査に関すること。

- (15) 公職の選挙、国民審査その他の投票及び住民の直接請求に関する犯罪の捜査に関すること。
- (16) 窃盗犯罪の捜査に関すること。
- (17) 犯罪鑑識に関すること。
- (18) 組織犯罪の情報及び資料の収集整備に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。
- (19) 暴力団等に係る犯罪の捜査に関すること。
- (20) 賭博犯罪の捜査に関すること。
- (21) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく事務に関すること。
- (22) 暴力団排除活動に関すること。
- (23) 覚醒剤その他の薬物関係事犯の取締りに関すること。
- (24) 拳銃その他の銃器関係事犯の取締りに関すること。
- (25) 国際犯罪の捜査に関すること。

(交通課の分掌事務)

第 52 条 交通課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 交通規制及び交通安全施設に関すること。
- (2) 交通安全運動に関すること。
- (3) 運転免許事務に関すること。
- (4) 自動車の保管場所の証明等に関すること。
- (5) 交通事故及び交通事件の捜査に関すること。
- (6) 交通の指導及び取締りに関すること。
- (7) 交通整理に関すること。
- (8) 交通切符及び交通反則切符の処理に関すること。
- (9) 放置車両確認事務及び放置違反金関係事務に関すること。
- (10) その他交通関係事務に関すること。

(交通地域課の分掌事務)

第 53 条 交通地域課の分掌事務は、前条に規定する交通課及び第 50 条に規定する地域課の事務を分掌する。

(警備課の分掌事務)

第 54 条 警備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 警備情報に関すること。
- (2) 警備犯罪の捜査に関すること。
- (3) 警備計画及び警備実施に関すること。
- (4) 警衛及び警護に関すること。
- (5) 集会、集団行進及び集団示威運動の許可事務に関すること。

(6) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法違反の取締りに関すること。

(7) 警備訓練に関すること。

(8) 直轄警察隊に関すること。

(分掌事務の特例)

第 55 条 栄、瀬谷、横浜水上、川崎臨港、宮前、麻生、田浦、三崎、葉山、逗子、大船、大磯、松田、伊勢原、座間及び津久井の各警察署にあつては、第 47 条に規定する留置管理課の事務は警務課が分掌する。

2 伊勢佐木、川崎、厚木、大和及び相模原の各警察署にあつては、第 49 条に規定する生活安全課の事務のうち第 1 号から第 13 号までに規定する事務は生活安全第一課が、同条第 14 号から第 26 号までに規定する事務は生活安全第二課がそれぞれ分掌する。

3 南、伊勢佐木、戸部、神奈川、鶴見、港北、戸塚、川崎、中原、横須賀、藤沢、茅ヶ崎、平塚、小田原、厚木、大和、相模原及び相模原南の各警察署にあつては、第 51 条に規定する刑事課の事務のうち、第 1 号から第 10 号まで、第 16 号及び第 17 号に規定する事務は刑事第一課が、同条第 11 号から第 15 号まで及び第 18 号から第 25 号までに規定する事務は刑事第二課がそれぞれ分掌する。

4 平塚、小田原、厚木、大和及び相模原の各警察署にあつては、第 52 条に規定する交通課の事務のうち、第 1 号から第 4 号まで及び第 10 号に規定する事務は交通第一課が、同条第 5 号から第 9 号までに規定する事務は交通第二課がそれぞれ分掌する。

(警備出張所等)

第 56 条 警察署長は、本部長の承認を得て、警備出張所又は連絡所を置くことができる。

(係等の分掌事務)

第 57 条 課に置く係及び直轄警察隊は、別表第 5 のとおりとし、その分掌事務は、警察署長が第 46 条から第 55 条までに規定する基準に基づき、本部長の承認を得て定めるものとする。

第 6 章 補則

(組織上の職名)

第 58 条 規則に規定する職には、それぞれ当該組織上の名称を冠するものとする。

(細部組織)

第 59 条 警察本部の課長、室長及び部の附置機関の長、市警察部長、方面本部長、サイバーセキュリティ対策本部長、警察学校長並びに警察署長(以下本条において「所属長」という。)は、本部長の承認を得て、班その他の特別な組織を置くことができる。

2 この訓令に規定するもののほか、組織の細目等について必要な事項は、所属長が定めることができる。

(承認申請手続)

第 60 条 第 21 条第 3 項、第 24 条第 3 項、第 26 条第 3 項、第 31 条第 3 項、第 35 条第 3 項、第 57 条及び第 59 条第 1 項に規定する本部長承認手続については、神奈川県警察行政文書管理規程(昭和 57 年神奈川県警察本部訓令第 12 号)第 9 条に規定する申請を行いその認可を受けなければならない。これを改正するときも同様とする。

2 前項に規定する改正の認可申請手続は、改正を必要とする理由が生じた日から 1 月以内にこれを行わなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、昭和 53 年 3 月 24 日から施行する。
- 2 神奈川県警察組織規程(昭和 44 年神奈川県警察本部訓令第 2 号)は、廃止する。

附 則(昭和 53 年 9 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 12 号)

この訓令は、昭和 53 年 9 月 10 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 11 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 15 号)

この訓令は、昭和 53 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 3 月 23 日神奈川県警察本部訓令第 12 号)

この訓令は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 4 月 16 日神奈川県警察本部訓令第 14 号)

この訓令は、昭和 54 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 5 月 25 日神奈川県警察本部訓令第 16 号)

この訓令は、昭和 54 年 5 月 25 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 3 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 3 号)

この訓令は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 3 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 13 号)

この訓令は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 5 月 25 日神奈川県警察本部訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 57 年 5 月 25 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 2 月 7 日神奈川県警察本部訓令第 3 号)

この訓令は、昭和 58 年 2 月 18 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 5 日神奈川県警察本部訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 58 年 3 月 5 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 3 月 19 日神奈川県警察本部訓令第 8 号)抄

- 1 この訓令は、昭和 59 年 3 月 19 日から施行する。ただし、第 1 条の規定中別表第 2 を改正する規定及び別表第 5 を改正する規定(藤沢北に係る部分に限る。)[中略]は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 9 月 8 日神奈川県警察本部訓令第 14 号)

この訓令は、昭和 59 年 9 月 10 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 11 号)

この訓令は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 10 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 17 号)

この訓令は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 2 月 10 日神奈川県警察本部訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 10 月 21 日神奈川県警察本部訓令第 13 号)

この訓令は、昭和 61 年 11 月 3 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 2 月 20 日神奈川県警察本部訓令第 2 号)

この訓令は、昭和 62 年 2 月 20 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 6 号)

この訓令は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定中別表第 3 に係る部分については、昭和 63 年 3 月 30 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 9 月 13 日神奈川県警察本部訓令第 8 号)
この訓令は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 13 日神奈川県警察本部訓令第 2 号)
この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 7 月 18 日神奈川県警察本部訓令第 7 号)
この訓令は、平成元年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月 19 日神奈川県警察本部訓令第 4 号)
この訓令は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 8 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 14 号)
この訓令は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 12 月 11 日神奈川県警察本部訓令第 21 号)
この訓令は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 3 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 1 号)
この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 6 号)
この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 6 月 18 日神奈川県警察本部訓令第 15 号)
この訓令は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 9 月 4 日神奈川県警察本部訓令第 19 号)
この訓令は、平成 3 年 9 月 4 日から施行し、同年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 4 年 2 月 21 日神奈川県警察本部訓令第 7 号)
この訓令は、平成 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 17 日神奈川県警察本部訓令第 13 号)
この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 7 月 8 日神奈川県警察本部訓令第 30 号)
この訓令は、平成 4 年 7 月 8 日から施行する。

附 則(平成4年10月6日神奈川県警察本部訓令第33号)
この訓令は、平成4年10月8日から施行する。

附 則(平成4年10月23日神奈川県警察本部訓令第36号)
この訓令は、平成4年11月1日から施行する。

附 則(平成5年3月23日神奈川県警察本部訓令第4号)
この訓令は、平成5年3月26日から施行する。

附 則(平成5年3月31日神奈川県警察本部訓令第9号)
この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年8月12日神奈川県警察本部訓令第14号)
この訓令は、平成5年8月17日から施行する。

附 則(平成5年10月12日神奈川県警察本部訓令第15号)
この訓令は、平成5年10月15日から施行する。

附 則(平成5年10月27日神奈川県警察本部訓令第17号)
この訓令は、平成5年11月15日から施行する。

附 則(平成6年3月30日神奈川県警察本部訓令第3号)
この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年5月6日神奈川県警察本部訓令第18号)
この訓令は、平成6年5月10日から施行する。

附 則(平成6年8月25日神奈川県警察本部訓令第20号)
この訓令は、平成6年9月1日から施行する。

附 則(平成6年10月25日神奈川県警察本部訓令第24号)
この訓令は、平成6年10月27日から施行する。

附 則(平成6年11月1日神奈川県警察本部訓令第25号)

- 1 この訓令は、平成6年11月6日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成7年3月24日神奈川県警察本部訓令第3号)

- 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成7年9月5日神奈川県警察本部訓令第17号)

この訓令は、平成7年9月11日から施行する。

附 則(平成8年3月19日神奈川県警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第1条中神奈川県警察組織規程別表第5加賀町の項の改正規定〔中略〕は、同年3月25日から施行する。

附 則(平成8年9月27日神奈川県警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成8年9月28日から施行する。

附 則(平成9年3月18日神奈川県警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第21条第2項及び第26条第2項の改正規定は、同年3月24日から施行する。

附 則(平成9年9月9日神奈川県警察本部訓令第19号)

- 1 この訓令は、平成9年9月11日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙等は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成9年10月29日神奈川県警察本部訓令第22号)

この訓令は、平成9年11月1日から施行する。

附 則(平成10年3月24日神奈川県警察本部訓令第5号)

- 1 この訓令は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県警察史編さん委員会規程(平成7年神奈川県警察本部訓令第10号)は、廃止する。

附 則(平成10年9月18日神奈川県警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成10年12月17日神奈川県警察本部訓令第18号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 12 日神奈川県警察本部訓令第 1 号)

- 1 この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 〔省略〕

附 則(平成 11 年 9 月 17 日神奈川県警察本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 21 日神奈川県警察本部訓令第 6 号)

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 14 日神奈川県警察本部訓令第 14 号)

この訓令は、平成 12 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 8 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 20 号)

この訓令は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 20 日神奈川県警察本部訓令第 28 号)

- 1 この訓令は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条の規定による改正前の神奈川県警察処務規程第 3 号様式、第 4 条の規定による改正前の神奈川県警察通送規程第 2 号様式及び第 6 条の規定による改正前の神奈川県警察マイクロフィルム文書取扱規程第 1 号様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 13 年 3 月 23 日神奈川県警察本部訓令第 7 号)

- 1 この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 神奈川県警察本部酩酊者専用保護室運営規程(昭和 39 年神奈川県警察本部訓令第 10 号)は、廃止する。

附 則(平成 13 年 4 月 3 日神奈川県警察本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 5 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 21 号)

この訓令は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 10 月 4 日神奈川県警察本部訓令第 27 号)

この訓令は、平成 14 年 10 月 9 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 25 日神奈川県警察本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 8 月 6 日神奈川県警察本部訓令第 14 号)

この訓令は、平成 15 年 8 月 11 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定中別表第 1 に係る部分、別表第 2 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号)の項に係る部分(第 11 条第 2 項第 4 号の項及び第 11 条第 2 項第 5 号の項に係る部分を除く。)及び別表第 4 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号)の項に係る部分並びに第 3 条の改正規定中第 7 条第 1 号ア(キ)から(ケ)までに係る部分は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 25 日神奈川県警察本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成 16 年 6 月 29 日から施行する。

附 則(平成 16 年 9 月 7 日神奈川県警察本部訓令第 13 号)

この訓令は、平成 16 年 9 月 14 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月 12 日神奈川県警察本部訓令第 21 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 23 日神奈川県警察本部訓令第 20 号)

この訓令は、平成 18 年 6 月 24 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 24 号)

この訓令は、平成 18 年 11 月 4 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 6 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 14 号)

この訓令は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 7 月 13 日神奈川県警察本部訓令第 17 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 3 日神奈川県警察本部訓令第 20 号)

この訓令は、平成 19 年 9 月 11 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 5 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 15 号)

この訓令は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 8 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 19 号)

この訓令は、平成 20 年 9 月 8 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 21 号)

この訓令は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 2 日神奈川県警察本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 6 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 7 日神奈川県警察本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 21 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 16 日神奈川県警察本部訓令第 19 号)

この訓令は、平成 21 年 11 月 16 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 21 号)

この訓令は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 6 号)

- 1 この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 神奈川県警察報発行規程(昭和 35 年神奈川県警察本部訓令第 11 号)は、廃止する。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 7 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 8 月 20 日神奈川県警察本部訓令第 16 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 25 日神奈川県警察本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 15 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 22 日神奈川県警察本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 20 日神奈川県警察本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 23 年 9 月 20 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 3 日神奈川県警察本部訓令第 13 号)

- 1 この訓令は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。
- 2 改正前の神奈川県警察被留置者留置規程(平成 19 年神奈川県警察本部訓令第 13 号)第 7 号様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成 25 年 3 月 30 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、平成 25 年 4 月 14 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 7 号)
この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 8 号)
この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 6 月 20 日神奈川県警察本部訓令第 11 号)
この訓令は、平成 26 年 6 月 28 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 3 号)
この訓令は、平成 27 年 3 月 8 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 10 号)
この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 25 日神奈川県警察本部訓令第 17 号)
この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 8 号)
この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 8 月 23 日神奈川県警察本部訓令第 18 号)
この訓令は、平成 28 年 9 月 5 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 10 号)
この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 11 日神奈川県警察本部訓令第 18 号)
この訓令は、平成 29 年 7 月 13 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 7 号)
この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 10 号)
この訓令は、平成 30 年 5 月 6 日から施行する。

附 則(平成 30 年 5 月 11 日神奈川県警察本部訓令第 11 号)
この訓令は、平成 30 年 5 月 11 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 21 日神奈川県警察本部訓令第 16 号)
この訓令は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 11 月 2 日神奈川県警察本部訓令第 20 号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号)
この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

警察本部各課及び室に置く係並びにその分掌事務の基準

| 課室別 | 係別 | 分掌事務 |
|-------|-------|--|
| 総務課 | 庶務 | 1 部及び課の庶務に関する事。 2 文書、物品の通送に関する事。 3 他の係の所掌に属さない事。 |
| | 企画 | 1 総務部所掌事務の総合的企画及び調整に関する事。 2 部内職員の人事の総括に関する事。 3 業務計画に関する事。 4 幹部会議に関する事。 5 部内課長会議等に関する事。 6 警察年鑑に関する事。 |
| | 連絡 | 1 県議会等との連絡に関する事。 |
| | 本部長秘書 | 1 本部長の秘書に関する事。 |
| | 文書審査 | 1 規則案、訓令案その他成案文書の審査に関する事。 2 県公報、警察関係法規集及び警察署台帳に関する事。 |
| | 通信 | 1 有線通信及び携帯電話の使用管理の企画及び調整に関する事。 2 有線電話の使用管理に関する事。 3 電話交換に関する事。 |
| 広報県民課 | 企画 | 1 課の庶務に関する事。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関する事。 3 他の係の所掌に属さない事。 |
| | 広報 | 1 広報の企画、指導に関する事。 2 広報資料の収集、発行に関する事。 3 広報媒体の活用に関する事。 4 音楽隊の派遣事務に関する事。 |

| | | |
|-----|--------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 5 庁内放送に関すること。 6 広報センターに関すること。 7 庁内見学に関すること。 |
| | 報道第一 | <ul style="list-style-type: none"> 1 報道事務の企画及び調整に関すること。 2 報道機関、テレビ、雑誌等に関する取材対応に関すること。 3 報道資料の収集及び整理に関すること。 |
| | 報道第二 | <ul style="list-style-type: none"> 4 報道機関との連絡に関すること。 5 突発事案発生時における現場広報に関すること。 |
| | 警察相談第一 | <ul style="list-style-type: none"> 1 広聴に関すること(警察署協議会に関するものを除く。) |
| | 警察相談第二 | <ul style="list-style-type: none"> 2 警察相談に関すること(他の課室の所掌に属するものを除く。) |
| | 警察署協議会 | <ul style="list-style-type: none"> 1 警察署協議会に関すること(神奈川県警察公安委員会室の所掌に属するものを除く。) |
| 会計課 | 企画 | <ul style="list-style-type: none"> 1 課の庶務に関すること。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関すること。 3 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 予算第一 | <ul style="list-style-type: none"> 1 県費予算(警察管理費)の編成及び執行に関すること。 2 条例案件の提出事務に関すること。 |
| | 予算第二 | <ul style="list-style-type: none"> 1 県費予算(警察活動費)の編成及び執行に関すること。 2 国費予算の支出負担行為に関すること。 |
| | 出納第一 | <ul style="list-style-type: none"> 1 県費予算の出納に関すること。 2 県費予算の決算に関すること。 |
| | 出納第二 | <ul style="list-style-type: none"> 1 国費予算の出納に関すること。 2 国費の計算証明に関すること。 |
| | 調度第一 | <ul style="list-style-type: none"> 1 県費支出負担行為(県有物品の調達)に関すること。 2 県有物品の管理(装備課の所掌に属するものを除く。)及び処分に関すること。 |
| | 調度第二 | <ul style="list-style-type: none"> 1 警察施設、交通安全施設等の入札執行に関すること。 2 契約事務の審査に関すること。 3 県費支出負担行為(調度第一係の所掌に属するものを除く。)に関すること。 |
| | 調度第三 | <ul style="list-style-type: none"> 1 国有物品の調達に関すること。 2 国有物品の管理(装備課の所掌に属するものを除く。)及び処分に関すること。 |
| 施設課 | 企画 | <ul style="list-style-type: none"> 1 課の庶務に関すること。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関すること。 |

| | | |
|-------|------|--|
| | | 3 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 計画 | 1 施設整備計画に関すること。 2 施設関係予算の執行に関すること。 |
| | 営繕第一 | 1 営繕工事に関すること。 |
| | 営繕第二 | 1 建築工事に関すること。 |
| | 営繕第三 | 1 電気、機械設備の工事に関すること。 2 電気、機械設備の維持修繕に関すること。 |
| | 管財第一 | 1 国有財産及び県有財産の管理に関すること。 2 施設及び用地の貸借に関すること。 3 行政財産の使用許可に関すること。 4 公舎の維持管理に関すること。 |
| | 管財第二 | 1 施設、用地の取得及び処分に関すること。 2 施設の移転等補償に関すること。 |
| 装備課 | 企画 | 1 課の庶務に関すること。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関すること。 3 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 装備 | 1 警備装備品(自転車、寝具類を含む。)に関すること。 2 警察装備(規則第7条第1号に掲げるものを除く。)の総合運用及び開発改善に関すること。 3 船舶に関すること。 4 けん銃に関すること。 5 警察手帳に関すること。 6 火薬庫の管理に関すること。 |
| | 被服 | 1 服制に関すること。 2 支給品及び貸与品(警察手帳及びけん銃に関するものを除く。)に関すること。 |
| | 車両第一 | 1 車両の管理に関すること。 2 自動車保険事務の取扱いに関すること。 |
| | 車両第二 | 1 車両の修理に関すること。 2 車両燃料の管理に関すること。 3 車両の整備及びその指導に関すること。 4 本部庁舎給油施設の管理及び運営に関すること。 |
| 情報管理課 | 企画 | 1 課の庶務に関すること。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関すること。 3 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 浄書印 | 1 浄書印刷業務の調整に関すること。 |

| | | |
|-------|------|--|
| | 刷 | 2 文書の浄書及び複写に関すること。 3 製版に関すること。 4 文書の印刷及び作図に関すること。 |
| | 情報企画 | 1 情報の管理に関する企画に関すること。 2 情報セキュリティ対策に関すること。 |
| | 指導 | 1 情報の管理に関する業務指導に関すること。 2 情報の管理に関する教養及び情報処理能力検定に関すること。 |
| | 監査 | 1 情報セキュリティの監査に関すること。 2 情報管理業務の監査に関すること。 |
| | 免許電算 | 1 運転免許及び同試験業務関係電子計算組織の業務調整に関すること。 2 運転免許及び同試験業務の入力及び出力の処理に関すること。 |
| | 資料 | 1 電子計算組織による各種照会に係る資料の作成及びデータの登録に関すること。 2 一般盗品等照会に関すること。 |
| | 照会第一 | 1 電子計算組織による各種照会に関すること。 |
| | 照会第二 | 2 指名手配被疑者等に係る各種手配の登録及び解除に関すること。 |
| | 照会第三 | 3 照会業務に係る警察庁とのデータの送信及び受信に関すること。 |
| 留置管理課 | 企画 | 1 課の庶務に関すること。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関すること。 3 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 指導 | 1 被留置者の処遇及び護送に関する調査、研究及び指導に関すること。 2 電子計算組織による被留置者に係る資料の作成、登録及び照会に関すること。 3 警察署の留置施設及びその附属調べ室に関すること。 |
| | 監査 | 1 留置施設視察委員会に関すること(神奈川県警察公安委員会室の所掌に属するものを除く。) 2 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号)に基づく不服申立てに関すること。 3 実地監査に関すること。 |
| | 管理第一 | 1 留置の調整に関すること。 |
| | 管理第二 | 2 本部留置施設及びその附属調べ室に関すること。 |

| | | |
|-----|--------|---|
| | 二 | |
| | 管理第三 | |
| | 大和管理第一 | |
| | 大和管理第二 | 1 本部大和留置施設及びその附属調べ室に関する事。 |
| | 大和管理第三 | |
| | 護送第一 | 1 被留置者の護送の調整に関する事。 2 横浜地方検察庁(以下「地検」という。)本庁管内警察署の集中護送に関する事。 3 地検本庁同行室の運用に関する事。 |
| | 護送第二 | 1 地検川崎支部管内警察署の集中護送に関する事。 2 地検川崎支部同行室の運用に関する事。 |
| | 護送第三 | 1 地検小田原支部管内警察署の集中護送に関する事。 2 地検小田原支部同行室の運用に関する事。 |
| | 護送第四 | 1 地検相模原支部管内警察署の集中護送に関する事。 2 地検相模原支部同行室の運用に関する事。 |
| | 護送第五 | 1 地検横須賀支部管内警察署の集中護送に関する事。 2 地検横須賀支部同行室の運用に関する事。 |
| 警務課 | 庶務 | 1 部及び課の庶務に関する事。 2 部内職員の人事の総括に関する事。 3 部内課長会議等に関する事。 4 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 人事企画 | 1 職員の人事に関する調査企画に関する事。 2 職員の分限に関する事。 3 一般職員の人事に関する事。 |
| | 人事第一 | 1 警部以上の警察官の人事に関する事。 |
| | 人事第二 | 1 警部補以下の警察官の人事に関する事。 2 職員の再任用に関する事。 |
| | 人事第三 | 1 職員の昇任試験及び昇任選考に関する事。 |
| | 給与第一 | 1 公務災害補償及び協力援助者の災害給付に関する事。 2 職員の救慰金及び見舞金に関する事。 3 給与に関する調査企画に関する事。 4 初任給、昇給及び昇格に関する事。 |

| | | |
|-----|----------|---|
| | 給与第二 | <ul style="list-style-type: none"> 1 給与事務の集中管理に関する事。 2 扶養手当、特殊勤務手当その他の諸手当に関する事。 3 退職手当に関する事。 4 児童手当に関する事。 5 給与支給事務の指導に関する事。 6 給与事務の電算処理に関する事。 |
| 教養課 | 企画 | <ul style="list-style-type: none"> 1 課の庶務に関する事。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関する事。 3 教養施設の整備及び運用に関する事。 4 他の係の所掌に属さない事。 |
| | 学校教養 | <ul style="list-style-type: none"> 1 学校教養実施計画の企画、立案、調整及び実施に関する事。 2 警察大学校、関東管区警察学校等の派遣学生に関する事。 3 委託教養に関する事。 |
| | 職場教養 | <ul style="list-style-type: none"> 1 職場教養実施計画の企画、立案、調整及び実施に関する事。 2 各種講習及び研修に関する事。 3 倫理研修活動に関する事。 4 教養資料及び機関誌の編集及び発行に関する事。 5 教材の研究開発に関する事。 6 教養図書のおすすめに関する事。 |
| | 術科教養第一 | <ul style="list-style-type: none"> 1 柔剣道及び逮捕術の訓練に関する事。 2 柔剣道及び逮捕術の訓練用具の整備及び管理に関する事。 3 武道館の管理に関する事。 |
| | 術科教養第二 | <ul style="list-style-type: none"> 1 点検、教練、礼式及び救急法の訓練に関する事。 2 けん銃の射撃訓練に関する事。 3 各種術科訓練用具の整備及び管理に関する事(術科教養第一係の所掌に属するものを除く。)。 4 体育に関する事。 5 射撃場の管理に関する事。 |
| 厚生課 | 企画 | <ul style="list-style-type: none"> 1 課の庶務に関する事。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関する事。 3 警友会及び警親会の指導監督に関する事。 4 他の係の所掌に属さない事。 |
| | 公舎・独身寮管理 | <ul style="list-style-type: none"> 1 公舎・独身寮の運営管理に関する事。 2 独身寮入居者に対する生活指導に関する事。 |
| | 厚生 | <ul style="list-style-type: none"> 1 レクリエーションの企画及び実施に関する事。 |

| | | |
|---------|---------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 2 レクリエーションの指導者養成に関すること。 3 余暇利用の指導に関すること。 |
| | 生活相談 | <ul style="list-style-type: none"> 1 生活相談に関すること。 2 職員のライフプランの企画及び指導に関すること。 3 警察協会等に関すること。 4 警友会・警察職員生活協同組合等に関すること。 |
| | 共済総務 | <ul style="list-style-type: none"> 1 共済組合支部の庶務及び企画に関すること。 2 共済組合住宅の管理運営に関すること。 3 不動産投資及び保健事業に関すること。 4 共済組合支部の事務のうち他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 共済貸付・給付 | <ul style="list-style-type: none"> 1 貸付金の審査及び運用に関すること。 2 短期給付に関すること。 |
| | 共済年金 | <ul style="list-style-type: none"> 1 長期給付の審査に関すること。 2 恩給に関すること。 |
| | 共済経理 | <ul style="list-style-type: none"> 1 共済組合支部の出納に関すること。 |
| 監察官室 | 企画 | <ul style="list-style-type: none"> 1 室の庶務に関すること。 2 室の所掌事務の企画及び調整に関すること 3 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 監察指導 | <ul style="list-style-type: none"> 1 監察の指導に関すること。 2 予防監察の企画及び調整に関すること。 |
| | 監察 | <ul style="list-style-type: none"> 1 監察の実施に関すること。 2 監察に係る特命事項に関すること。 3 懲戒に関すること。 |
| | 表彰 | <ul style="list-style-type: none"> 1 叙位叙勲に関すること。 2 表彰に関すること。 |
| | 訟務 | <ul style="list-style-type: none"> 1 行政訴訟及び民事訴訟に関すること。 2 損害賠償請求事案に関すること。 3 行政不服申立に関すること。 4 人権擁護機関への提訴事件に関すること。 5 監察相談に関すること。 |
| 生活安全総務課 | 庶務 | <ul style="list-style-type: none"> 1 部及び課の庶務に関すること。 2 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 企画 | <ul style="list-style-type: none"> 1 生活安全部所掌事務の総合的企画及び調整に関すること。 2 部内職員の人事の総括に関すること。 3 部内課長会議等に関すること。 |
| | 指導 | <ul style="list-style-type: none"> 1 生活安全警察関係法令及び捜査実務の研究及び指導に関する |

| | | |
|---------|---------|---|
| | | <p>こと。</p> <p>2 生活安全警察教養に関すること。</p> |
| | 営業第一 | <p>1 風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の許可等及び指導に関すること。</p> <p>2 質屋営業及び古物営業の許可等及び指導に関すること。</p> <p>3 1及び2に掲げる営業の登録及び照会に関すること。</p> <p>4 1及び2に掲げる営業の行政処分に関すること。</p> |
| | 営業第二 | <p>1 警備業の認定等及び指導に関すること。</p> <p>2 探偵業の届出の受理等及び指導に関すること。</p> <p>3 インターネット異性紹介事業の届出の受理等及び指導に関すること。</p> <p>4 銃砲、刀剣類及び猟銃用火薬類の許可等及び指導に関すること。</p> <p>5 核燃料物質等の運搬の届出の証明等及び指導に関すること。</p> <p>6 1及び2に掲げる営業、3に掲げる事業並びに4に掲げる許可等の登録及び照会に関すること。</p> <p>7 1及び2に掲げる営業、3に掲げる事業並びに4に掲げる許可等の行政処分に関すること。</p> |
| 人身安全対策課 | 企画 | <p>1 課の庶務に関すること。</p> <p>2 課の所掌事務の企画及び調整に関すること。</p> <p>3 他の係の所掌に属さないこと。</p> |
| | 情報 | <p>1 人身安全関連事案の情報及び資料の整備に関すること。</p> <p>2 人身安全関連事案の対策に係る研究及び指導に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 重大な性犯罪等に係る対策に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。</p> |
| | ストーカー対策 | <p>1 ストーカー行為等の規制等に係る対策に関すること。</p> <p>2 ストーカー行為等の規制等に係る研究及び指導に関すること。</p> |
| | 配偶者暴力対策 | <p>1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に係る対策に関すること。</p> <p>2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に係る研究及び指導に関すること。</p> |
| | 保護対策 | <p>1 高齢者及び障害者に対する虐待の支援等に係る対策に関すること。</p> <p>2 高齢者及び障害者に対する虐待の支援等に係る研究及び指導に関すること。</p> <p>3 行方不明者、迷子、精神障害者、適当な保護者を伴わない病人その他応急の救護を要する者の保護に関すること。</p> |

| | | |
|-------|--------|---|
| | | 4 自殺統計に関すること。 |
| | 初動対策 | 1 課の所掌事務の初動対応に関すること。 |
| | 事態対処第一 | |
| | 事態対処第二 | 1 課の所掌事務に係る関係事犯の取締りに関すること。 |
| | 事態対処第三 | |
| 少年育成課 | 企画 | 1 課の庶務に関すること。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関すること。 3 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 少年対策 | 1 少年非行の実態調査、分析及びその他の対策に関すること。 2 少年警察の統計に関すること。 3 少年院等の施設逃走少年の手配及び保護に関すること。 4 学校警察連携制度に関すること。 |
| | 少年環境 | 1 少年に有害な環境の浄化に関すること。 2 街頭補導に関すること。 3 青少年関係機関等との連絡調整に関すること。 4 少年指導委員、少年補導員等の運用に関すること。 |
| | 少年保護育成 | 1 児童虐待に関すること。 2 スクールサポーターの運用に関すること。 3 児童福祉関係機関等との連絡調整に関すること。 |
| | 少年相談運用 | 1 少年相談・保護センターの運用に関すること。 2 被害少年カウンセリングアドバイザー及び被害少年サポーターの運用に関すること。 3 大学生少年サポーターの運用に関すること。 4 教育関係機関等との連絡調整に関すること。 |
| | 少年相談第一 | 1 少年相談に関すること。 |
| | 少年相談第二 | 2 継続補導に関すること。 |
| | 少年相談第三 | 3 被害少年等の保護に関すること。 |
| | 少年相談第四 | 4 薬物乱用防止教室その他非行防止教室の実施に関すること。 |
| | 少年相談第五 | |

| | | |
|--------|--|---|
| | 少年相談第六 | |
| 少年捜査課 | 企画 | 1 課の庶務に関する事。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関する事。 3 他の係の所掌に属さない事。 |
| | 情報 | 1 所管犯罪の情報及び資料の整備に関する事。 2 所管犯罪の捜査の研究及び指導に関する事。 3 所管犯罪の捜査共助に関する事。 |
| | 少年事件第一 | 1 少年事件の捜査及び調査に関する事。 2 非行集団の検挙及び解体に関する事。 |
| | 少年事件第二 | |
| | 少年事件第三 | |
| | 少年事件第四 | |
| | 福祉犯第一 | 1 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関する事(2に掲げる事務を除く。) |
| 福祉犯第二 | 2 インターネット異性紹介事業利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反の取締りに関する事。 | |
| 生活経済課 | 企画 | 1 課の庶務に関する事。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関する事。 3 他の係の所掌に属さない事。 |
| | 情報 | 1 所管犯罪の情報及び資料の整備に関する事。 2 所管犯罪の捜査の研究及び指導に関する事。 3 所管犯罪の捜査共助に関する事。 4 銃砲、刀剣類等の認定に関する事。 |
| | 対策 | 1 生活経済事犯の対策に関する事。 2 関係機関等の連絡調整に関する事。 |
| | 生活経済第一 | 1 国際経済関係事犯の取締りに関する事。 2 金融及び経済関係事犯の取締りに関する事。 |
| | 生活経済第二 | 3 医事及び薬事関係事犯の取締りに関する事。 4 保健衛生関係事犯の取締りに関する事(薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。) |
| | 生活経済第三 | 5 公害その他の環境関係事犯の取締りに関する事。 |
| 生活経済第四 | 6 銃砲、刀剣類、火薬類及び高压ガス等の危険物関係事犯の取締り等に関する事(薬物銃器対策課の所掌に属するものを除 | |

| | | |
|-----------|--------|--|
| | | く。)。 |
| | 生活経済第五 | 7 その他行政諸法令違反の取締りに関すること。 |
| 生活保安課 | 企画 | 1 課の庶務に関すること。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関すること。 3 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 情報 | 1 所管犯罪の情報及び資料の整備に関すること。 2 所管犯罪の捜査の研究及び指導に関すること。 3 所管犯罪の捜査共助に関すること。 |
| | 保安第一 | 1 売春その他の風俗関係事犯の取締りに関すること。 2 射幸行為の取締りに関すること。 |
| | 保安第二 | 3 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。 |
| | 保安第三 | 4 質屋営業、古物営業、警備業及び探偵業に係る行政諸法令違反の取締りに関すること。 |
| サイバー犯罪捜査課 | 企画 | 1 課の庶務に関すること。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関すること。 3 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 情報 | 1 サイバー犯罪の情報及び資料の整備に関すること。 2 サイバー犯罪の捜査に関する研究及び指導に関すること。 3 所管犯罪の捜査共助に関すること。 |
| | 対策 | 1 不正アクセス行為の禁止等に関する法律に係る援助に関すること。 2 サイバー犯罪捜査の支援として行う民間事業者その他の者からの協力確保に関すること。 3 関係機関等との連絡調整に関すること。 |
| | 事件第一 | 1 サイバー犯罪の取締りに関すること（他の課の所掌に属するものを除く。)。 |
| | 事件第二 | 2 不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反の取締りに関すること。 |
| | 事件第三 | 3 不正指令電磁的記録に関する犯罪の捜査に関すること。 4 特命によるサイバー犯罪の取締りに関すること。 |
| 地域総務課 | 庶務 | 1 部及び課の庶務に関すること。 2 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 企画 | 1 地域警察の運営に関する総合的企画及び調整に関すること（対策係の所掌に属するものを除く。)。 2 部内職員の人事の総括に関すること。 3 部内課長会議等に関すること。 |

| | | |
|-------|----------|--|
| | 運用 | <ul style="list-style-type: none"> 1 警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用に関すること。 2 集団警ら隊の運用に関すること。 3 雑踏警戒に関すること。 4 水難、山岳遭難等の事故における人命救助及びこれらの事故の防止に関すること。 5 銀行券輸送の警備に関すること。 |
| | 対策 | <ul style="list-style-type: none"> 1 地域警察の調査研究に関すること。 2 交番、駐在所等の新設、移転、切替え等に関すること。 3 地域警察に関する地域安全活動の企画及び調整に関すること。 4 地域警察の資料及び統計に関すること。 |
| 地域指導課 | 企画 | <ul style="list-style-type: none"> 1 課の庶務に関すること。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関すること。 3 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 指導第一 | <ul style="list-style-type: none"> 1 地域警察の実務の指導に関すること(職務質問検挙指導係の所掌に属するものを除く。) 2 所管犯罪の取締りに関すること。 3 地域警察活動に従事する警察官(以下「地域警察官」という。)が検挙した所管犯罪以外の軽易な事件の捜査指導に関すること。 |
| | 指導第二 | <ul style="list-style-type: none"> 4 地域警察官が行う交通法令違反の取締りに関すること。 5 地域警察官が行う防犯指導に関すること。 6 めいてい者及びでい酔者の保護に関すること。 |
| | 職務質問検挙指導 | <ul style="list-style-type: none"> 1 地域警察官の職務質問等の実務指導に関すること。 2 職務質問技能(準)指導員に対する指導教養に関すること。 3 その他職務質問の技能向上に関すること。 |
| 通信指令課 | 企画 | <ul style="list-style-type: none"> 1 課の庶務に関すること。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関すること。 3 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 調査 | <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急配備の計画に関すること。 2 通信指令業務の調査統計に関すること。 3 110番受信状況の審査に関すること。 4 通信施設及び通信機器の運用に関すること。 |
| | 指導 | <ul style="list-style-type: none"> 1 通信指令業務の研究及び指導に関すること。 2 通信指令業務の教養に関すること。 3 緊急配備の実施の指導に関すること。 |
| | 指令第一 | <ul style="list-style-type: none"> 1 通信指令業務に関すること。 |

| | | |
|-------|--------|--|
| | — | |
| | 指令第二 | 2 緊急配備の実施に関する事。 |
| | 指令第三 | |
| | | |
| 刑事総務課 | 庶務 | 1 部及び課の庶務に関する事。 2 他の係の所掌に属さない事。 |
| | 企画 | 1 刑事部所掌事務の総合的企画及び調整に関する事。 2 部内職員の人事の総括に関する事。 3 部内課長会議等に関する事。 |
| | 指導 | 1 刑事関係法令及び捜査実務の研究指導に関する事。 2 刑事教養に関する事。 3 刑事資料の作成に関する事。 4 公判対応に関する事。 5 関係機関、関係所属等との連絡調整に関する事。 |
| | 国内共助 | 1 指名手配被疑者の追跡捜査に関する事。 2 都道府県警察との犯罪捜査の共助に関する事。 3 犯罪常習者の実態解明及び捜査資料の収集整備に関する事。 4 見当たり捜査に関する事。 |
| | 手配 | 1 指名手配に関する事。 2 都道府県警察との捜査連絡に関する事。 3 指名手配被疑者の身柄受渡し及び事件処理の調整に関する事。 |
| 捜査第一課 | 企画 | 1 課の庶務に関する事。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関する事。 3 他の係の所掌に属さない事。 |
| | 情報 | 1 所管犯罪の情報及び捜査資料の整備に関する事。 |
| | 初動捜査 | 1 所管犯罪の初期的捜査における資料の収集及び分析に関する事。 |
| | 広域捜査 | 1 広域重要犯罪の捜査及び情報交換に関する事。 |
| | 強行指導第一 | 1 強行犯捜査の指導に関する事。 |
| | 強行指導第二 | |
| | 強行指導第三 | |

| | | |
|-----------|--|---|
| | 性犯罪 捜査第 一 | 1 性犯罪の捜査に関すること。 |
| | 性犯罪 捜査第 二 | |
| | 性犯罪 捜査第 三 | |
| | 強行第 一 | 1 殺人、傷害その他の生命及び身体に関する犯罪の捜査に関する こと。 2 強盗及び強制性交等犯罪の捜査に関すること。 3 恐喝及び脅迫に関する犯罪の捜査に関すること。 4 他の係の所掌に属さない犯罪の捜査に関すること。 |
| | 強行第 二 | |
| | 強行第 三 | |
| | 強行第 四 | |
| | 強行第 五 | |
| | 強行第 六 | |
| | 特殊指 導 | 1 誘拐、人質立てこもり等の犯罪の捜査の指導に関すること。 |
| 特殊第 一 | 1 誘拐、人質立てこもり等の犯罪の捜査に関すること。 | |
| 特殊第 二 | 1 業務上過失致死傷、列車妨害事犯の捜査に関すること。 2 交通機関、工場等の爆破その他の特殊重要事件の捜査に関する こと。 | |
| 火災犯 捜査 | 1 放火及び失火犯罪の捜査に関すること。 | |
| 特命 | 1 未解決重要事件の検証及び捜査に関すること。 2 強行犯捜査の特命に関すること。 | |
| 捜査第二課 | 企画 | 1 課の庶務に関すること。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関すること。 3 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 情報 | 1 所管犯罪の捜査資料及び情報の収集、管理に関すること。 2 所管犯罪の捜査技術の研究及び指導に関すること。 3 各種選挙違反取締りの総括に関すること。 4 広域知能犯罪の分析に関すること。 |

| | | |
|-------|---------|---|
| | 財務解析 | 1 財務解析に関すること。 |
| | 知能特捜第一 | 1 汚職の罪に関する犯罪その他公務員犯罪の捜査に関すること。 |
| | 知能特捜第二 | 2 公職の選挙及び直接請求に係る犯罪の捜査に関すること。 |
| | 知能特捜第三 | 3 政治資金規正法違反の捜査に関すること。 |
| | 知能特捜第四 | 4 金融犯罪、証券犯罪及び企業犯罪の捜査に関すること。 |
| 捜査第三課 | 企画 | 1 課の庶務に関すること。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関すること。 3 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 情報 | 1 所管犯罪の情報(広域犯罪の情報交換を含む。)に関すること。 2 所管犯罪の捜査の研究及び指導に関すること(指導支援係の所掌に属するものを除く。) |
| | 移動すり | 1 移動警察に関すること。 2 すり犯罪の捜査に関すること。 |
| | 指導支援 | 1 窃盗犯捜査の指導に関すること。 2 窃盗常習者の実態把握及び捜査に関すること。 |
| | 盗犯第一 | 1 窃盗犯罪の捜査に関すること。 |
| | 盗犯第二 | |
| | 盗犯第三 | |
| | 組織窃盗犯第一 | 1 組織窃盗犯罪の捜査に関すること。 |
| | 組織窃盗犯第二 | |
| | 組織窃盗犯第三 | |
| | 盗品捜査 | 1 盗品等の捜査に関すること。 2 品触手配に関すること。 |
| | 手口捜 | 1 手口捜査に関すること。 |

| | | |
|---------|--------|---|
| | 査第一 | |
| | 手口捜査第二 | 1 手口資料に関する事。 |
| 鑑識課 | 企画 | 1 課の庶務に関する事。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関する事。 3 他の係の所掌に属さない事。 |
| | 指紋第一 | 1 現場指掌紋の採証に関する事。 2 現場指掌紋の対照に関する事。 |
| | 指紋第二 | 1 現場指掌紋の採証に関する事。 2 遺留指掌紋の対照及び処理に関する事。 |
| | 指紋第三 | 1 現場指掌紋の採証に関する事。 2 指掌紋記録等の処理に関する事。 |
| | 指紋第四 | 1 現場指掌紋の採証に関する事。 2 処分結果記録の処理に関する事。 3 身元不明死体及び行方不明者届受理票の写しに関する事。 4 海外渡航者の犯罪経歴証明事務に関する事。 |
| | 指導 | 1 犯罪鑑識の調査研究及び指導に関する事。 2 現場記録の整理に関する事。 |
| | 警察犬 | 1 警察犬に関する事。 |
| | 機動鑑識第一 | |
| | 機動鑑識第二 | 1 現場鑑識に関する事。 |
| | 機動鑑識第三 | 2 現場記録の作成に関する事。 |
| | 機動鑑識第四 | |
| | こん跡 | 1 こん跡に関する事。 |
| | 写真第一 | 1 写真採証に関する事。 2 写真資機材の管理運用に関する事。 3 写真の集中処理に関する事。 |
| | 写真第二 | 1 写真採証に関する事。 2 被疑者写真に関する事。 |
| 組織犯罪分析課 | 庶務 | 1 組織犯罪対策本部及び課の庶務に関する事。 2 他の係の所掌に属さない事。 |
| | 企画 | 1 組織犯罪対策本部所掌事務の総合的企画及び調整に関する事。 2 組織犯罪対策本部内課長会議等に関する事。 |

| | | |
|--------|----------|--|
| | 情報 | 1 組織犯罪の情報及び資料の整備に関すること。 2 組織犯罪対策の研究及び指導に関すること。 3 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成 11 年法律第 136 号)及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号)に係る研究及び指導に関すること。 |
| | 指導 | 1 組織犯罪対策に係る捜査実務の指導に関すること。 |
| | 分析第一 | 1 組織犯罪の情報収集及び分析に関すること。 |
| | 分析第二 | |
| | 犯罪収益対策 | 1 犯罪による収益の移転に係る対策に関すること。 |
| | 犯罪収益解明 | 1 犯罪による収益の移転に係る情報の収集及び分析に関すること。 |
| | 犯罪インフラ対策 | 1 犯罪インフラの情報の集約及び対策に関すること。 |
| | 組織犯罪特捜 | 1 組織犯罪の取締りに関すること。 2 犯罪インフラの情報の収集及び実態解明に関すること。 3 組織犯罪の特命事項に関すること。 |
| 暴力団対策課 | 企画 | 1 課の庶務に関すること。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関すること。 3 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 情報 | 1 所管犯罪の情報及び資料の整備に関すること。 2 暴力団等の組織実態の解明に関すること。 3 所管犯罪の捜査の研究及び指導に関すること。 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)に係る指導及び教養に関すること。 5 暴力相談に関すること。 6 暴力団情報管理システムの運用に関すること。 |
| | 視察 | 1 暴力団等の視察内偵に関すること。 |
| | 暴力第一 | |
| | 暴力第二 | |
| | 暴力第三 | |

| | | |
|---------|--------|--|
| | 暴力第四 | 1 暴力団等に係る犯罪の捜査に関する事。 |
| | 暴力第五 | |
| | 暴力第六 | |
| | 暴力第七 | |
| | 暴力第八 | |
| 薬物銃器対策課 | 企画 | 1 課の庶務に関する事。 2 課の所掌事務の企画及び調査に関する事。 3 他の係の所掌に属さない事。 |
| | 情報 | 1 所管犯罪の情報及び資料の整備に関する事。 2 所管犯罪の捜査の研究及び指導に関する事。 3 所管犯罪の捜査共助に関する事。 4 薬物及び銃器関係事犯の登録及び照会に関する事。 |
| | 水際対策 | 1 外国捜査機関等との薬物及び銃器情報の交換に関する事。 2 国際犯罪組織等に係る薬物及び銃器関係事犯の情報収集に関する事。 3 関係機関等との連絡調整に関する事。 |
| | 薬物事件第一 | 1 覚せい剤その他の薬物関係事犯の取締りに関する事。 |
| | 薬物事件第二 | 2 1に掲げるもののほか、習慣性がある薬物に係る保健衛生関係事犯の取締りに関する事。 |
| | 薬物事件第三 | |
| | 薬物事件第四 | |
| | 銃器事件第一 | 1 けん銃その他の銃器関係事犯の取締りに関する事。 |
| | 銃器事件第二 | |
| | 銃器事件第三 | |
| 国際捜査課 | 企画 | 1 課の庶務に関する事。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関する事。 3 他の係の所掌に属さない事。 |
| | 情報 | 1 国際犯罪の情報及び資料の整備に関する事。 |

| | | |
|-------|--------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 2 国際犯罪組織の実態解明に関する事。 3 国際犯罪の捜査の研究及び指導に関する事。 4 関係機関との連絡調整に関する事。 |
| | 国際共助 | <ul style="list-style-type: none"> 1 国際捜査共助に関する事。 2 国際犯罪捜査に係る各種手配に関する事。 |
| | 対策第一 | <ul style="list-style-type: none"> 1 国際組織犯罪に係る情報の収集、管理及び分析に関する事。 |
| | 対策第二 | |
| | 国際捜査第一 | <ul style="list-style-type: none"> 1 国際犯罪の捜査に関する事。 |
| | 国際捜査第二 | |
| | 国際捜査第三 | |
| | 国際捜査第四 | |
| | 国際捜査第五 | |
| | 国際捜査第五 | |
| 交通総務課 | 庶務 | <ul style="list-style-type: none"> 1 部及び課の庶務に関する事。 2 他の係の所掌に属さない事。 |
| | 企画 | <ul style="list-style-type: none"> 1 交通警察に関する総合的企画及び調整に関する事。 2 部内職員の人事の総括に関する事。 3 部内課長会議等に関する事。 4 交通警察教養に関する事。 5 交通警察の資料に関する事。 |
| | 指導 | <ul style="list-style-type: none"> 1 交通警察の調査研究及び指導に関する事。 2 交通相談に関する事。 |
| | 事故対策 | <ul style="list-style-type: none"> 1 交通事故分析に関する事。 2 交通統計に関する事。 3 交通事故抑止対策の企画及び指導に関する事。 4 交通事故の調査研究に関する事。 5 交通関係機関との連絡調整に関する事。 |
| | 安全 | <ul style="list-style-type: none"> 1 各種交通安全運動に関する事。 2 交通安全機関、団体に関する事。 3 交通安全活動推進センター(調査業務に係るものを除く。)に関する事。 4 地域交通安全活動推進委員及び同協議会に関する事。 |

| | | |
|-------|--------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 5 交通安全教育及び交通安全広報に関すること。 6 一般講習に関すること。 7 安全運転管理者制度に関すること。 8 安全運転管理者等の講習に関すること。 9 自動車運転代行業の認定、指導及び行政処分に関すること。 |
| 交通規制課 | 企画 | <ul style="list-style-type: none"> 1 課の庶務に関すること。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関すること。 3 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 計画執行 | <ul style="list-style-type: none"> 1 交通安全施設の事業計画に関すること。 |
| | 道路協議 | <ul style="list-style-type: none"> 1 道路の新設、改良等に係る協議に関すること。 |
| | 規制 | <ul style="list-style-type: none"> 1 交通規制に関すること(信号機係の所掌に属するものを除く。) 2 交通安全施設(交通信号機を除く。)の設計及び設置に関すること。 |
| | 信号機 | <ul style="list-style-type: none"> 1 交通信号機による交通規制に関すること。 2 交通信号機の設計及び設置に関すること。 |
| | 施設管理 | <ul style="list-style-type: none"> 1 交通安全施設の検査、管理及び保守に関すること。 2 交通管理システムに関すること。 |
| | システム運用 | <ul style="list-style-type: none"> 1 交通管制システムに関すること。 2 高度道路交通システムに関すること。 3 1及び2に掲げるシステムに係る交通安全施設の運用に関すること。 |
| | 管制実施 | <ul style="list-style-type: none"> 1 広域交通管制に関すること。 2 交通情報に関すること。 |
| 交通指導課 | 企画 | <ul style="list-style-type: none"> 1 課の庶務に関すること。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関すること。 3 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 指導取締り | <ul style="list-style-type: none"> 1 警察署の取締りの計画及び管理に関すること。 2 道路交通関係法令違反(駐車対策課の所掌に属するものを除く。)の取締りの研究及び指導に関すること。 3 道路交通関係法令違反事件の捜査の指導に関すること。 4 自動車の使用制限(放置駐車違反に係るものを除く。)に関すること。 5 最高速度違反、過積載及び過労運転に係る指示並びに過積載に係る再発防止命令に関すること。 6 交通資機材の研究、開発、運用及び管理に関すること。 |

| | | |
|-------|--------|--|
| | | <p>7 第一交通機動隊、第二交通機動隊及び高速道路交通警察隊の運用に係る連絡調整に関すること。</p> <p>8 警察署交通取締用自動二輪車の運用及び管理に関すること。</p> <p>9 自動速度取締り装置業務の運用及び管理に関すること。</p> <p>10 広域緊急援助隊の運用に関すること。</p> |
| | 事件処理第一 | 1 道路交通関係法令違反者(交通捜査課の所掌に属するものを除く。)の取調べに関すること。 |
| | 事件処理第二 | 1 道路交通関係法令違反者(交通捜査課の所掌に属するものを除く。)の追跡捜査に関すること。 |
| | 事件処理第三 | 1 道路交通関係法令違反事件(交通捜査課の所掌に属するものを除く。)の送致に関すること。 |
| | 管理 | <p>1 交通反則切符の分類に関すること。</p> <p>2 交通反則事件に関する統計に関すること。</p> <p>3 反則金の仮納付及び納付の照合に関すること。</p> |
| | 資料 | 1 交通反則事件関係資料の作成及び登録に関すること。 |
| | 審査第一 | <p>1 交通事件原票の審査に関すること。</p> <p>2 領収済通知書の調査に関すること。</p> |
| | 審査第二 | <p>1 交通反則事件の出張処理に関すること。</p> <p>2 出頭者の事情聴取に関すること。</p> |
| | 通告 | <p>1 通告書の交付及び送付に関すること。</p> <p>2 通告書の交付囑託に関すること。</p> |
| 交通捜査課 | 企画 | <p>1 課の庶務に関すること。</p> <p>2 課の所掌事務の企画及び調整に関すること。</p> <p>3 他の係の所掌に属さないこと。</p> |
| | 指導 | <p>1 交通事故事件及び道路交通関係法令違反事件(交通指導課の所掌に属するものを除く。)の捜査の指導に関すること。</p> <p>2 道路交通関係法令の研究及び指導に関すること。</p> <p>3 所管犯罪の捜査共助に関すること。</p> <p>4 交通関係事犯の公判対応に関すること。</p> |
| | 情報 | 1 交通関係法令違反事件(暴走族に係るものを除く。)の捜査情報に関すること。 |
| | 捜査第一 | 1 ひき逃げ事件の捜査に関すること。 |
| | 捜査第二 | 2 特異又は重大な交通事故事件の捜査に関すること。 |
| | 捜査第三 | 3 その他交通警察に関する事件(暴走族に係るものを除く。)の捜査に関すること。 |
| | 交通機 | 1 交通事故事件の鑑識に関すること。 |

| | | |
|-------|-------|--|
| | 動鑑識 | 2 交通事故事件の鑑識資料の収集、整理、保全等に関する こと。 3 交通事故事件の検視に関する こと。 4 交通事故自動記録装置の管理 及び運用に関する こと。 |
| | 図化第一 | 1 ステレオカメラ及び立体図 化機の運用に関する こと。 2 交通事故現場図の作図及び 管理に関する こと。 3 速度自動監視装置写真の 処理に関する こと。 |
| | 図化第二 | 1 交通事故現場図の作図に 関する こと。 2 道路原図の作図、管理 及び運用に関する こと。 |
| 駐車対策課 | 企画 | 1 課の庶務に関する こと。 2 課の所掌事務の企画、 調査及び調整に 関する こと。 3 他の係の所掌に属さない こと。 |
| | 駐車対策 | 1 保管場所証明に関する こと。 2 駐車許可及び駐車禁止 除外指定に関する こと。 3 パーキング・メーター 及びパーキング・ チケット発給設備 に関する こと。 4 駐車対策に関する こと。 |
| | 駐車取締り | 1 違法駐車の取締り並び に駐車関係法令 違反に係る研究 及び指導に 関する こと。 2 違法駐車の取締りに 関する資機材の 管理に関する こと。 3 違法駐車車両の移動 措置等に関する こと。 4 車輪止め装置取付け 区間の指定に 関する こと。 5 放置車両の確認事務 に関する こと。 |
| | 使用制限 | 1 放置駐車違反に係る 自動車の使用 制限に関する こと。 2 自動車の運行供用 制限に関する こと。 |
| | 管理 | 1 弁明通知・審査、納付 命令及び督促に 関する こと。 2 違法駐車に係る行政 不服申し立て 及び訴訟に 関する こと。 3 放置違反金の管理に 関する こと。 4 放置駐車違反管理 システムの運用 に関する こと。 5 車検証返付拒否に 関する こと。 |
| | 徴収 | 1 放置違反金の徴収に 関する こと。 |
| 運転免許課 | 庶務 | 1 運転免許本部及び課 の庶務に 関する こと。 2 神奈川県警察運転 免許センターの 運営管理に 関する こと。 3 運転免許本部内課 長会議等に 関する こと。 4 他の係の所掌に 属さない こと。 |
| | 会計 | 1 運転免許本部及び課 の会計に 関する こと。 2 神奈川県警察運転 免許センターの 維持管理に 関する こと。 3 課の物品の調達に 関する こと。 |

| | | |
|--|------|--|
| | | 4 課の物品の管理及び処分に関する事。 |
| | 企画 | 1 運転免許本部所掌事務の総合的企画及び調整に関する事。 2 運転免許関係事務の調査及び研究に関する事。 |
| | 教習所 | 1 自動車教習所の指定及び処分に関する事。 2 指定自動車教習所教習指導員及び技能検定員の審査及び処分に関する事。 3 仮運転免許証の作成及び交付に関する事。 4 運転免許取得者教育の認定及び認定に係る指導に関する事。 5 指定自動車教習所の教習及び技能検定に関する事。 6 指定自動車教習所職員の実習に関する事。 |
| | 試験第一 | 1 適性試験(免許申請係の所掌に属するものを除く。)に関する事。 2 学科試験及び学科再試験に関する事。 3 技能試験及び技能再試験に関する事。 |
| | 試験第二 | 4 試験受験者(特定失効者及び特定取消処分者を除く。)の運転免許証の作成及び交付に関する事。 5 自動車運転練習の管理に関する事。 |
| | 外国免許 | 1 外国免許の切替えに関する事。 |
| | 登録 | 1 運転免許本部の電子計算組織の運用及び調整に関する事。 2 運転免許関係資料のコード化及びデータ事務の処理に関する事。 3 電子計算組織による運転免許の登録(運転免許不適格事由を含む。)及び通報回答の処理に関する事。 |
| | 免許申請 | 1 運転免許証の更新受理及び照会に関する事。 2 運転免許証の失効後の再取得に関する事(学科試験を要するものを除く。) 3 運転免許証の適性検査及び適性試験(失効後の再取得で失効期間が3年以内の者及び特定取消処分者に限る。)に関する事。 4 運転免許証及び運転経歴証明書の再交付、記載事項変更及び返納に関する事。 5 申請による運転免許の取消し及び運転経歴証明書の申請に関する事(警察署受理を除く。) 6 国外運転免許証の発給に関する事。 |
| | 免許作成 | 1 運転免許証の作成及び交付に関する事(他の係の所掌に属するものを除く。) 2 運転経歴証明書の作成及び交付に関する事。 |

| | | |
|-------|--------|--|
| | | 3 警察署受理に係る申請による運転免許の取消し並びに運転経歴証明書の申請及び再交付(亡失等を除く切替えに限る。)に関すること。 |
| | 免許管理 | 1 運転免許台帳の管理に関すること。 2 照会に関すること(免許申請係の所掌に属するものを除く。) |
| 運転教育課 | 企画 | 1 課の庶務に関すること。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関すること。 3 自動車安全運転センターとの連絡に関すること。 4 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 交通心理分析 | 1 運転適性検査に関すること。 2 交通心理に関する調査研究及び教養に関すること。 |
| | 安全講習 | 1 取得時講習、原付講習、更新時講習及び高齢者講習に関すること。 2 チャレンジ講習及び特定任意高齢者講習に関すること。 |
| | 処分講習 | 1 取消処分者講習、停止処分者講習、初心運転者講習及び違反者講習に関すること。 2 初心運転者に対する再試験の通知に関すること。 3 指定講習機関の指定及び処分に関すること。 4 運転適性指導員の審査及び処分に関すること。 5 運転適性指導員及び運転習熟指導員の実習に関すること。 |
| | 適性検査 | 1 臨時適性検査に関すること。 2 暫定停止に関すること。 3 受験相談及び運転適性相談に関すること。 4 運転免許の拒否及び保留に関すること。 |
| | 事故法令審査 | 1 交通事故事件及び道路交通法令違反(基本書式適用事件に限る。)に係る行政処分の審査に関すること。 2 交通事故事件及び道路交通法令違反事件(基本書式適用事件に限る。)の登録並びに関係資料の整理保管に関すること。 3 交通事故事件に係る点数通報(回答)書の処理に関すること。 |
| | 切符審査 | 1 道路交通法令違反に係る行政処分の審査に関すること(事故法令審査係の所掌に属するものを除く。) 2 道路交通法令違反の登録及び関係資料の整理保管に関すること(事故法令審査係の所掌に属するものを除く。) 3 道路交通法令違反の点数通報(回答)書の処理に関すること。 |
| | 聴聞 | 1 運転免許行政処分の聴聞及び意見の聴取に関すること。 2 運転免許の仮停止に関すること。 |
| | 処分執行 | 1 運転免許行政処分の執行及び手配に関すること。 2 運転免許行政処分の未執行者に対する免許証の保管に関する |

| | | |
|-------|--------|---|
| | | こと。 |
| | 審査請求 | 1 運転免許本部所掌事務の審査請求に関する事。 |
| 公安第一課 | 庶務 | 1 部及び課の庶務に関する事。 2 部内課長会議等に関する事。 3 他の係の所掌に属さない事。 |
| | 企画 | 1 警備部所掌事務の総合的企画及び調整に関する事。 2 部内職員の人事の総括に関する事。 3 部内課長会議等に関する事。 4 警備警察の研究及び指導に関する事。 |
| | 情報第一 | 1 警備情報に関する事(他の課の所掌に属するものを除く。) |
| | 情報第二 | |
| | 情報第三 | |
| | 情報第四 | |
| | 公安捜査第一 | 1 警備犯罪の捜査に関する事(他の課の所掌に属するものを除く。) |
| | 公安捜査第二 | |
| | 資料 | 1 警備警察に関する資料の整備及び保管に関する事。 |
| 公安第二課 | 企画 | 1 課の庶務に関する事。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関する事。 3 他の係の所掌に属さない事。 |
| | 警衛 | 1 警衛に関する事。 |
| | 警護 | 1 警護に関する事。 |
| | 情報 | 1 極端な国家主義的主張に基づく暴力主義的活動に係る警備情報に関する事。 |
| | 事件 | 2 前号の活動に係る警備犯罪の捜査に関する事。 |
| 公安第三課 | 企画 | 1 課の庶務に関する事。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関する事。 3 他の係の所掌に属さない事。 |
| | 情報第一 | 1 極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動に係る警備情報に関する事。 |
| | 情報第二 | 2 1に掲げる活動に係る警備犯罪の捜査に関する事。 |

| | | |
|-----|--------|---|
| | 情報第三 | |
| | 情報第四 | |
| | 情報第五 | |
| | 情報第六 | |
| | 事件第一 | |
| | 事件第二 | |
| | 事件第三 | |
| 外事課 | 企画 | 1 課の庶務に関する事。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関する事。 3 他の係の所掌に属さない事。 |
| | 外事捜査第一 | 1 外国人に係る警備情報に関する事。 |
| | 外事捜査第二 | 2 外国人に係る警備犯罪の捜査に関する事。 |
| | 外事捜査第三 | 3 外国人対策その他の渉外に関する事。 |
| | 外事捜査第四 | 4 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法違反の取締りに関する事。 |
| | 外事捜査第五 | |
| 警備課 | 企画 | 1 課の庶務に関する事。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関する事。 3 他の係の所掌に属さない事。 |
| | 実施第一 | 1 治安警備の計画及び実施に関する事。 2 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例に関する事。 3 治安警備についての調査研究に関する事。 4 機動隊の連絡調整及び運用事務に関する事。 |
| | 実施第二 | 1 雑踏警備の計画及び実施に関する事。 |
| | 実施第三 | 1 警備訓練の計画及び実施に関する事。 |

| | | |
|-------------------|------|--|
| | 三 | 2 警備装備品に関すること。 3 直轄警察隊の連絡調整及び運用に関すること。 |
| | 警備対策 | 1 大規模警備事案対策に関すること。 2 重要防護施設等の管理者対策に関すること。 3 爆発物等の調査及び研究に関すること。 |
| 危機管理対策課 | 企画 | 1 課の庶務に関すること。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関すること。 3 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 対策第一 | 1 風水害に係る対策の総合的企画、調査研究及び実施に関すること。 2 災害現場における現場対処に関すること。 3 救出救助に関する調査研究及び指導に関すること。 4 国際警察緊急援助隊、広域緊急援助隊及び緊急災害警備隊の運用に関すること。 5 災害用装備資器材の管理及び研究開発に関すること。 |
| | 対策第二 | 1 震災に係る対策の総合的企画、調査研究及び実施に関すること。 2 関係機関等との連絡調整に関すること。 |
| | 対策第三 | 1 総合指揮室の管理及び運用に関すること。 2 災害統計に関すること。 |
| | 対策第四 | 1 事故災害に係る対策の総合的企画、調査研究及び実施に関すること。 2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に係る対策の総合的企画及び実施に関すること。 |
| オリンピック・パラリンピック対策課 | 企画 | 1 課の庶務に関すること。 2 課の所掌事務の企画及び調整に関すること。 3 他の係の所掌に属さないこと。 |
| | 総括 | 1 第32回オリンピック競技大会、東京2020パラリンピック競技大会その他これらに類するスポーツの競技会開催に伴う警備、交通等の対策(以下「オリンピック等対策」という。)の総括に関すること。 2 警察庁、自治体、関係機関等との連絡調整に関すること。 3 各所属との連絡調整に関すること。 |
| | 実施総括 | 1 警備実施に係る総括に関すること。 2 オリンピック等対策のうち総合的な警備計画の策定に関すること。 3 警備部隊の総合的な運用に関すること。 |

| | | |
|--|--------|--|
| | 実施第一 | 1 オリンピック等対策のうち警備計画の策定に関すること。 |
| | 実施第二 | 2 オリンピック等対策のうち警備部隊の運用に関すること。 |
| | 実施第三 | 3 オリンピック等対策のうち会場周辺における警戒警備に関すること。 |
| | 実施第四 | 4 特科部隊との連絡調整に関すること。 |
| | 警備対策 | 1 重要防護施設、ソフトターゲット等(オリンピック等対策に係るものに限る。以下この項において同じ。)の管理者対策に関すること。 2 重要防護施設、ソフトターゲット等の警戒警備に関すること。 3 総合訓練等の各種訓練に関すること。 4 通信の運用に関すること。 |
| | 交通対策第一 | 1 オリンピック等対策のうち交通計画の策定に関すること。 2 警察庁、自治体、関係機関等との連絡調整に関すること(交通対策に係るものに限る。) 3 交通規制の広報に関すること。 |
| | 交通対策第二 | 1 オリンピック等対策のうち交通規制に関すること。 2 交通部隊の運用に関すること。 3 各所属との連絡調整に関すること(交通対策に係るものに限る。) 4 交通部隊の教養訓練に関すること。 |

別表第 2(第 30 条関係)

交通機動隊の担当区域

| 第一交通機動隊 | 第二交通機動隊 |
|---|---|
| 加賀町、山手、磯子、金沢、南、伊勢佐木、戸部、神奈川、鶴見、保土ヶ谷、旭、港南、港北、緑、青葉、都筑、戸塚、栄、泉、瀬谷、横浜水上、川崎、川崎臨港、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生、横須賀、田浦、浦賀、三崎、葉山、逗子、鎌倉及び大船の各警察署管内(37 署) | 藤沢、藤沢北、茅ヶ崎、平塚、大磯、小田原、松田、秦野、伊勢原、厚木、大和、座間、海老名、相模原、相模原南、相模原北及び津久井の各警察署管内(17 署) |

備考 第 36 条に定める指定道路は、交通機動隊の担当区域から除外されるものではない。

別表第 3(第 32 条関係)

交通機動隊が交通事故及び交通事件の初動捜査に当たる道路

| 区分 | 道路名 | 区域 | 道路延長 |
|---------|-----------------|------------------------------------|----------|
| 第二交通機動隊 | 一般国道1号西湘バイパス | 中郡大磯町東町2丁目130番地先から小田原市風祭257番地の1先まで | 20.90km |
| | 一般国道271号小田原厚木道路 | 小田原市板橋294番地の1先から厚木市酒井27番地先まで | 31.661km |

別表第4(第36条関係)

高速道路交通警察隊が機動警らによる交通の指導及び取締りに当たる道路

| 道路名 | 区域 | 道路延長 | |
|---------|-----------------|--|-------|
| 横浜新道コース | 一般国道1号(横浜新道) | 横浜市保土ヶ谷区藤塚町183番地(横浜新道新保土ヶ谷インター)先から横浜市保土ヶ谷区峰沢町190番地(第三京浜上り峰沢合流点)まで | 5.6km |
| | 一般国道16号(大和バイパス) | 横浜市緑区長津田町5,443番地(東名横浜町田インター)先から横浜市旭区上川井町2,049番地(保土ヶ谷バイパス上川井インター)まで | |
| 尻手黒川コース | 川崎市道尻手黒川線 | 川崎市宮前区土橋4丁目13番地(東名川崎インター)先から川崎市宮前区馬絹1,499番地(馬絹交差点)まで | 8.8km |
| | 一般国道246号 | 川崎市宮前区馬絹1,592番地(馬絹交差点)先から川崎市高津区溝口454番地(溝口交差点)まで | |
| | 県道川崎府中 | 川崎市高津区溝口753番地(溝口交差点)から川崎市高津区北見方228番地(北見方交差点)まで | |
| | 川崎市道二子千年線 | 川崎市高津区北見方222番地の1(北見方交差点)から川崎市高津区末長1,535番地の8(第三京浜川崎料金所)まで | |

別表第5(第57条関係)

警察署の課に置く係及び直轄警察隊

| 警察署 | 課 | 係 |
|-----|-------|------------------------------|
| 加賀町 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 暴力犯 薬物銃器対策 国際犯 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |

| | | |
|----|-------|---------------------------------|
| | 警備課 | 公安 外事 警備実施 直轄警察隊 |
| 山手 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 暴力犯 薬物銃器対策 国際犯 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 |
| 磯子 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 刑事総務 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 暴力国際犯 薬物銃器対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 |
| 金沢 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事課 | 刑事総務 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 暴力国際犯 薬物銃器対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 |
| 南 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事第一課 | 刑事総務 強行犯 盗犯 鑑識 |

| | | |
|-------|---------|--------------------|
| | 刑事第二課 | 知能犯 暴力犯 薬物銃器対策 国際犯 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 |
| 伊勢佐木 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全第一課 | 防犯少年 |
| | 生活安全第二課 | 経済 保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事第一課 | 刑事総務 強行犯 盗犯 鑑識 |
| | 刑事第二課 | 知能犯 暴力犯 薬物銃器対策 国際犯 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 直轄警察隊 |
| | 戸部 | 警務課 |
| 留置管理課 | | 管理 |
| 会計課 | | 会計 |
| 生活安全課 | | 防犯少年 経済保安 |
| 地域第一課 | | 地域企画 地域 |
| 地域第二課 | | 地域 |
| 地域第三課 | | 地域 |
| 刑事第一課 | | 刑事総務 強行犯 盗犯 鑑識 |
| 刑事第二課 | | 知能犯 暴力犯 薬物銃器対策 国際犯 |
| 交通課 | | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| 警備課 | | 公安 外事 警備実施 直轄警察隊 |
| 神奈川 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事第一課 | 刑事総務 強行犯 盗犯 鑑識 |
| | 刑事第二課 | 知能犯 暴力犯 薬物銃器対策 国際犯 |

| | | |
|-------|-------|---------------------------------|
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 直轄警察隊 |
| 鶴見 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事第一課 | 刑事総務 強行犯 盗犯 鑑識 |
| | 刑事第二課 | 知能犯 暴力犯 薬物銃器対策 国際犯 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 直轄警察隊 |
| | 保土ヶ谷 | 警務課 |
| 留置管理課 | | 管理 |
| 会計課 | | 会計 |
| 生活安全課 | | 防犯少年 経済保安 |
| 地域第一課 | | 地域企画 地域 |
| 地域第二課 | | 地域 |
| 地域第三課 | | 地域 |
| 刑事課 | | 刑事総務 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 組織犯罪対策 |
| 交通課 | | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| 警備課 | | 公安 外事 |
| 旭 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事課 | 刑事総務 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 暴力国際犯 薬物銃器対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 警備 |
| 港南 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |

| | | |
|----|-------|---------------------------------|
| | 生活安全課 | 防犯少年 經濟保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事課 | 刑事総務 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 組織犯罪対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 警備 |
| 港北 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 經濟保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事第一課 | 刑事総務 強行犯 盗犯 鑑識 |
| | 刑事第二課 | 知能犯 暴力犯 薬物銃器対策 国際犯 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 警備実施 直轄警察隊 |
| 緑 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 經濟保安 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 刑事総務 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 組織犯罪対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 警備 |
| 青葉 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 經濟保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事課 | 刑事総務 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 暴力国際犯 薬物銃器対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 警備 |

| | | |
|----|-------|---------------------------------|
| 都筑 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事課 | 刑事総務 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 暴力国際犯 薬物銃器対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 |
| 戸塚 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事第一課 | 刑事総務 強行犯 盗犯 鑑識 |
| | 刑事第二課 | 知能犯 組織犯罪対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 警備 |
| 栄 | 警務課 | 警務 住民相談 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 強行犯 盗犯 鑑識 知能暴力国際犯 薬物銃器対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 警備 |
| | | |
| 泉 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 組織犯罪対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 警備 |

| | | |
|----------|----------|--------------------------|
| 瀬谷 | 警務課 | 警務 住民相談 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 強行犯 盗犯 鑑識 知能暴力国際犯 薬物銃器対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 警備 |
| 横浜水 上 | 警務課 | 警務 住民相談 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 生活安全 |
| | 刑事課 | 強行盗犯 鑑識 知能組織犯罪対策 |
| | 交通地域課 | 交通 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 警備課 | 公安 外事 |
| 川崎 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全第一課 | 防犯少年 |
| | 生活安全第二課 | 経済 保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事第一課 | 刑事総務 強行犯 盗犯 鑑識 |
| | 刑事第二課 | 知能犯 暴力犯 薬物銃器対策 国際犯 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 警備実施 直轄警察隊 |
| | 川崎臨 港 | 警務課 |
| 会計課 | | 会計 |
| 生活安全課 | | 防犯少年 経済保安 |
| 地域課 | | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| 刑事課 | | 強行犯 盗犯 鑑識 知能暴力国際犯 薬物銃器対策 |
| 交通課 | | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| 警備課 | | 公安 外事 |
| 幸 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |

| | | |
|----|-------|---------------------------------|
| | 生活安全課 | 防犯少年 經濟保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事課 | 刑事総務 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 暴力国際犯 薬物銃器対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 |
| 中原 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 經濟保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事第一課 | 刑事総務 強行犯 盗犯 鑑識 |
| | 刑事第二課 | 知能犯 暴力国際犯 薬物銃器対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 直轄警察隊 |
| 高津 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 經濟保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事課 | 刑事総務 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 暴力国際犯 薬物銃器対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | | 警備課 |
| 宮前 | 警務課 | 警務 住民相談 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 經濟保安 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 刑事総務 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 組織犯罪対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | | 警備課 |

| | | |
|-----|-------|---------------------------|
| 多摩 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事課 | 刑事総務 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 組織犯罪対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 警備 |
| 麻生 | 警務課 | 警務 住民相談 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 組織犯罪対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 警備 |
| 横須賀 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事第一課 | 刑事総務 強行犯 盗犯 鑑識 |
| | 刑事第二課 | 知能犯 暴力犯 薬物銃器対策 国際犯 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 警備実施 直轄警察隊 |
| 田浦 | 警務課 | 警務 住民相談 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 生活安全 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 強行盗犯 鑑識 知能組織犯罪対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 警備 |
| 浦賀 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |

| | | |
|----|-------|----------------------|
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 組織犯罪対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 警備 |
| 三崎 | 警務課 | 警務 住民相談 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 生活安全 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 強行盗犯 鑑識 知能組織犯罪対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 警備 |
| 葉山 | 警務課 | 警務 住民相談 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 生活安全 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 強行盗犯 鑑識 知能組織犯罪対策 |
| | 交通課 | 交通 |
| | 警備課 | 警備 |
| 逗子 | 警務課 | 警務 住民相談 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 生活安全 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 強行盗犯 知能犯 鑑識 組織犯罪対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 警備 |
| 鎌倉 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 組織犯罪対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 |
| 大船 | 警務課 | 警務 住民相談 管理 |
| | 会計課 | 会計 |

| | | |
|-------|-------|---------------------------------|
| | 生活安全課 | 防犯少年 經濟保安 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 強行犯 盜犯 鑑識 知能組織犯罪対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 警備 |
| 藤沢 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 經濟保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事第一課 | 刑事総務 強行犯 盜犯 鑑識 |
| | 刑事第二課 | 知能犯 暴力犯 薬物銃器対策 国際犯 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 直轄警察隊 |
| 藤沢北 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 經濟保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事課 | 刑事総務 強行犯 知能犯 盜犯 鑑識 暴力国際犯 薬物銃器対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 |
| | 茅ヶ崎 | 警務課 |
| 留置管理課 | | 管理 |
| 会計課 | | 会計 |
| 生活安全課 | | 防犯少年 經濟保安 |
| 地域第一課 | | 地域企画 地域 |
| 地域第二課 | | 地域 |
| 地域第三課 | | 地域 |
| 刑事第一課 | | 刑事総務 強行犯 盜犯 鑑識 |
| 刑事第二課 | | 知能犯 暴力国際犯 薬物銃器対策 |
| 交通課 | | 交通総務 交通捜査 交通指導 |

| | | |
|-------|-------|----------------------|
| | 警備課 | 警備 |
| 平塚 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事第一課 | 刑事総務 強行犯 盗犯 鑑識 |
| | 刑事第二課 | 知能犯 暴力犯 薬物銃器対策 国際犯 |
| | 交通第一課 | 交通総務 |
| | 交通第二課 | 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 直轄警察隊 |
| | 大磯 | 警務課 |
| 会計課 | | 会計 |
| 生活安全課 | | 生活安全 |
| 地域課 | | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| 刑事課 | | 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 組織犯罪対策 |
| 交通課 | | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| 警備課 | | 警備 |
| 小田原 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事第一課 | 刑事総務 強行犯 盗犯 鑑識 |
| | 刑事第二課 | 知能犯 暴力国際犯 薬物銃器対策 |
| | 交通第一課 | 交通総務 |
| | 交通第二課 | 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 直轄警察隊 |
| | 松田 | 警務課 |
| 会計課 | | 会計 |
| 生活安全課 | | 防犯少年 経済保安 |
| 地域課 | | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| 刑事課 | | 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 組織犯罪対策 |

| | | |
|---------|---------|---------------------------------|
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 警備 |
| 秦野 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 刑事総務 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 暴力国際犯 薬物銃器対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 警備 |
| 伊勢原 | 警務課 | 警務 住民相談 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 組織犯罪対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 警備 |
| 厚木 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全第一課 | 防犯少年 |
| | 生活安全第二課 | 経済 保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事第一課 | 刑事総務 強行犯 盗犯 鑑識 |
| | 刑事第二課 | 知能犯 暴力犯 薬物銃器対策 国際犯 |
| | 交通第一課 | 交通総務 |
| | 交通第二課 | 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 直轄警察隊 |
| | 大和 | 警務課 |
| 留置管理課 | | 管理 |
| 会計課 | | 会計 |
| 生活安全第一課 | | 防犯少年 |

| | | |
|-----|---------|---------------------------------|
| | 生活安全第二課 | 經濟 保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事第一課 | 刑事総務 強行犯 盗犯 鑑識 |
| | 刑事第二課 | 知能犯 暴力犯 薬物銃器対策 国際犯 |
| | 交通第一課 | 交通総務 |
| | 交通第二課 | 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 直轄警察隊 |
| 座間 | 警務課 | 警務 住民相談 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 刑事総務 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 暴力国際犯 薬物銃器対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 |
| 海老名 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 刑事総務 強行犯 知能犯 盗犯 鑑識 組織犯罪対策 |
| | 交通課 | 交通総務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 |
| 相模原 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全第一課 | 防犯少年 |
| | 生活安全第二課 | 経済 保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事第一課 | 刑事総務 強行犯 盗犯 鑑識 |
| | 刑事第二課 | 知能犯 暴力犯 薬物銃器対策 国際犯 |

| | | |
|----------|-------|-------------------------------|
| | 交通第一課 | 交通總務 |
| | 交通第二課 | 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 直轄警察隊 |
| 相模原 南 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域第一課 | 地域企画 地域 |
| | 地域第二課 | 地域 |
| | 地域第三課 | 地域 |
| | 刑事第一課 | 刑事總務 強行犯 盜犯 鑑識 |
| | 刑事第二課 | 知能犯 暴力国際犯 薬物銃器対策 |
| | 交通課 | 交通總務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 公安 外事 |
| 相模原 北 | 警務課 | 警務 住民相談 |
| | 留置管理課 | 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 刑事總務 強行犯 盜犯 鑑識 知能暴力国際犯 薬物銃器対策 |
| | 交通課 | 交通總務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 警備 |
| 津久井 | 警務課 | 警務 住民相談 管理 |
| | 会計課 | 会計 |
| | 生活安全課 | 防犯少年 経済保安 |
| | 地域課 | 地域企画 地域第一 地域第二 地域第三 |
| | 刑事課 | 強行盜犯 鑑識 知能組織犯罪対策 |
| | 交通課 | 交通總務 交通捜査 交通指導 |
| | 警備課 | 警備 |